



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 (株) 東洋

購読料 (前納)

1 年 10,800 円

1 箇月 900 円

目次

条 例

- ◇川崎市職員の給与に関する条例等の
一部を改正する条例 (第31号) 2427

規 則

- ◇平成22年12月における期末手当の支
給の特例に関する規則を廃止する規
則 (第66号) 2454
- ◇平成23年12月における期末手当の支
給の特例に関する規則 (第67号) 2455

告 示

- ◇道路区域の変更 (第681号) 2456
- ◇道路区域の変更 (第682号) 2456
- ◇道路区域の変更 (第683号) 2456
- ◇道路区域の変更 (第684号) 2457
- ◇感染症の予防及び感染症の患者に対
する医療に関する法律施行令により
定める平成23年度の補助基準額 (第
685号) 2457
- ◇町区域の変更案 (第686号) 2457
- ◇町区域の設定及び字区域の変更案
(第687号) 2459
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の一部解除 (第688
号) 2460
- ◇平成23年第5回川崎市議会定例会の
招集 (第689号) 2462
- ◇道路区域の変更 (第690号) 2462
- ◇道路の供用開始 (第691号) 2462
- ◇自転車等の撤去と保管 (第692号) 2462
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の解除 (第693号) 2462
- ◇自転車等の撤去と保管 (第694号) 2463
- ◇人事行政の運営の状況の概要及び人
事委員会の業務の状況の公表 (第695
号) 2463
- ◇川崎都市計画公園の変更及び図書の

縦覧 (第696号) 2463

- ◇川崎都市計画用途地域の変更及び図
書の縦覧 (第697号) 2463
- ◇川崎都市計画高度地区の変更及び図
書の縦覧 (第698号) 2463
- ◇川崎都市計画防火地域及び準防火地
域の変更及び図書の縦覧 (第699号) 2464
- ◇川崎都市計画特別緑地保全地区の決
定及び図書の縦覧 (第700号) 2464
- ◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変
更及び図書の縦覧 (第701号) 2464
- ◇川崎都市計画生産緑地地区の変更及
び図書の縦覧 (第702号) 2465
- ◇土壤汚染対策法に基づく形質変更時
要届出区域の指定の一部解除 (第703
号) 2465
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定介
護機関の指定 (第704号) 2467
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定介
護機関の変更 (第705号) 2467
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円
滑な帰国の促進及び永住帰国後の自
立の支援に関する法律による指定介
護機関の廃止 (第706号) 2467
- ◇道路区域の変更 (第707号) 2467
- ◇道路の供用開始 (第708号) 2467
- ◇道路区域の変更 (第709号) 2467

公 告

- ◇一般競争入札の執行 (第537号) 2468
- ◇道路の廃止 (第538号) 2479
- ◇開発行為に関する工事の完了 (第539
号) 2479
- ◇道路の廃止 (第540号) 2479
- ◇道路位置の指定 (第541号) 2480
- ◇一般競争入札の執行 (第542号) 2480
- ◇開発行為に関する工事の完了 (第543

号) ……………	2484	◇一般競争入札の執行 (第64号) ……………	2528
◇一般競争入札の執行 (第544号) ……………	2484	◇一般競争入札の執行 (第65号) ……………	2532
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第545号) ……………	2494	◇一般競争入札の執行 (第66号) ……………	2533
◇大規模小売店舗立地法に基づく変更 の届出 (第546号) ……………	2495	上下水道局公告 (調達)	
◇開発行為に関する工事の完了 (第547 号) ……………	2495	◇落札者等の公示 (第30号) ……………	2535
◇一般競争入札の執行 (第548号) ……………	2495	◇一般競争入札の公告 (第31号) ……………	2536
◇大規模小売店舗立地法に基づく意見 書の概要 (第549号) ……………	2501	交通局規程	
◇一般競争入札の執行 (第550号) ……………	2501	◇川崎市交通局企業職員の給料等の額 及び支給方法等に関する規程の一部 を改正する規程 (第16号) ……………	2537
◇道路位置の指定 (第551号) ……………	2502	◇平成23年12月における期末手当の支 給の特例に関する規程 (第17号) ……………	2548
◇一般競争入札の執行 (第552号) ……………	2502	交通局公告 (調達)	
◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告 (第553号) ……………	2504	◇一般競争入札の公告 (第30号) ……………	2549
◇一般競争入札による市有財産の売払 いの実施 (第554号) ……………	2505	病院局規程	
◇一般競争入札の執行に関する訂正の 公告 (第555号) ……………	2508	◇川崎市病院局企業職員給与支給規程 及び川崎市病院局企業職員給与支給 規程の一部を改正する規程の一部を 改正する規程 (第20号) ……………	2551
◇環境影響評価に関する条例による事 後調査報告書の公告 (第556号) ……………	2508	◇川崎市病院局企業職員の平成23年12 月における期末手当の額の特例に関 する規程 (第21号) ……………	2564
◇環境影響評価に関する条例による条 例見解書の公告 (第557号) ……………	2508	病院局公告 (調達)	
◇道路の指定 (第558号) ……………	2509	◇一般競争入札の執行 (第51号) ……………	2565
◇特定非営利活動法人の定款の変更認 証申請 (第559号) ……………	2509	◇一般競争入札の執行 (第52号) ……………	2567
◇一般競争入札の執行 (第560号) ……………	2509	◇一般競争入札の公告 (第53号) ……………	2571
◇農用地利用集積計画の制定 (第561号) ……………	2511	◇一般競争入札の執行 (第54号) ……………	2574
公告 (調達)		教育委員会公告	
◇落札者等の公示 (第197号) ……………	2512	◇平成24年度川崎市立高等学校入学定 員 (第3号) ……………	2576
◇落札者等の公示 (第198号) ……………	2513	監査公表	
◇一般競争入札の公告 (第199号) ……………	2513	◇監査の結果について (第8号) ……………	2577
◇一般競争入札の公告 (第200号) ……………	2515	◇監査の結果について (第9号) ……………	2581
◇一般競争入札の執行 (第201号) ……………	2517	◇定期監査の結果の報告に基づく措置 について (第10号) ……………	2590
上下水道局規程		◇監査の結果の報告に基づく措置につ いて (第11号) ……………	2602
◇川崎市上下水道局企業職員の給料等 の額及び支給方法等に関する規程の 一部を改正する規程 (第36号) ……………	2518	農業委員会告示	
◇川崎市上下水道局企業職員の期末手 当及び勤勉手当の支給に関する規程 の一部を改正する規程 (第37号) ……………	2526	◇川崎市農業委員会総会の開催 (第11 号) ……………	2609
上下水道局告示		区公告	
◇川崎市排水設備指定工事店の指定の 取消し (第40号) ……………	2527	◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (幸区第48号) ……………	2609
◇川崎市排水設備指定工事店の指定 (第41号) ……………	2527	◇市税に係る督促状の公示送達 (幸区 第49号) ……………	2610
上下水道局公告		◇国民健康保険料に係る督促状の公示 送達 (中原区第55号) ……………	2610
		◇参加差押通知書の公示送達 (中原区	

第56号)	2611
◇差押調書(謄本)の公示送達(高津区第48号)	2611
◇配当計算書の公示送達(宮前区第36号)	2611
◇交付要求通知書の公示送達(宮前区第37号)	2611
◇参加差押通知書の公示送達(宮前区第38号)	2611
◇住民票の職権消除(多摩区第61号)	2611
◇印鑑登録の抹消(多摩区第62号)	2612
◇住民票の職権消除(麻生区第37号)	2612
◇印鑑登録の抹消(麻生区第38号)	2612
◇差押調書の公示送達(麻生区第39号)	2612
◇国民健康保険料に係る督促状の公示送達(麻生区第40号)	2613
区選挙管理委員会告示	
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(川崎区第30号)	2613
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(川崎区第31号)	2613
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(幸区第28号)	2613
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(幸区第29号)	2613
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(中原区第32号)	2613
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(中原区第33号)	2614
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(高津区第28号)	2614
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(高津区第29号)	2614
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(宮前区第29号)	2614
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(宮前区第30号)	2614
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(多摩区第29号)	2615
◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(多摩区第30号)	2615
◇新たに選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(麻生区第30号)	2615

◇新たに在外選挙人名簿に登録した者を記載した書面の縦覧(麻生区第31号)	2615
正 誤	
◇第1591号	2615

条**例**

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市条例第31号

川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(川崎市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市職員の給与に関する条例(昭和32年川崎市条例第29号)の一部を次のように改正する。
別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第3条関係)

行政職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,700	152,600	231,400	262,200	312,000	351,800	384,600	423,100
	2	138,800	154,500	233,400	264,400	314,400	354,400	387,400	426,400
	3	139,900	156,400	235,400	266,600	316,800	357,000	390,200	429,700
	4	141,000	158,300	237,400	268,800	319,200	359,600	393,000	433,000
	5	141,900	160,000	239,200	271,100	321,600	362,000	395,800	436,100
	6	143,200	162,000	241,200	273,400	324,000	364,700	398,600	439,400
	7	144,500	164,000	243,200	275,700	326,400	367,400	401,400	442,700
	8	145,800	166,000	245,200	278,000	328,800	370,100	404,200	446,000
	9	146,900	167,800	247,200	280,100	331,200	372,600	407,000	449,100
	10	148,300	169,800	249,300	282,300	333,600	375,400	409,800	452,400
	11	149,700	171,800	251,400	284,500	336,000	378,200	412,600	455,700
	12	151,100	173,800	253,500	286,700	338,400	381,000	415,400	459,000
	13	152,600	175,600	255,600	289,000	340,800	383,600	418,300	462,100
	14	154,500	177,600	257,800	291,200	343,200	386,300	421,100	465,400
	15	156,400	179,600	260,000	293,400	345,600	389,000	423,900	468,700
	16	158,300	181,600	262,200	295,600	348,000	391,700	426,700	472,000
	17	160,000	183,400	264,500	297,800	350,500	394,500	429,500	475,100
	18	162,000	185,400	266,700	300,000	352,900	397,100	432,300	478,400
	19	164,000	187,400	268,900	302,200	355,300	399,700	435,100	481,700
	20	166,000	189,400	271,100	304,400	357,700	402,300	437,900	485,000
	21	167,800	191,200	273,400	306,600	360,200	405,000	440,600	488,100
	22	169,800	193,200	275,600	308,800	362,700	407,500	443,300	491,300
	23	171,800	195,200	277,800	311,000	365,200	410,000	446,000	494,500
	24	173,800	197,200	280,000	313,200	367,700	412,500	448,700	497,700
	25	175,600	199,000	282,200	315,200	370,000	415,100	451,200	501,000
	26	177,600	201,000	284,400	317,300	372,400	417,500	453,800	504,100
	27	179,600	203,000	286,600	319,400	374,800	419,900	456,400	507,200
	28	181,600	205,000	288,800	321,500	377,200	422,300	459,000	510,300
	29	183,400	206,800	291,000	323,700	379,400	424,700	461,400	513,300
	30	185,400	208,800	293,100	325,800	381,700	426,800	463,700	515,100
	31	187,400	210,800	295,200	327,900	384,000	428,900	466,000	516,900
	32	189,400	212,800	297,300	330,000	386,300	431,000	468,300	518,700
	33	191,200	214,600	299,300	332,200	388,600	433,100	470,500	520,600
	34	193,200	216,600	301,400	334,300	390,700	434,500	472,200	522,400
	35	195,200	218,600	303,500	336,400	392,800	435,900	473,900	524,200
	36	197,200	220,600	305,600	338,500	394,900	437,300	475,600	526,000
	37	199,000	222,400	307,500	340,700	396,800	438,600	477,100	527,900
	38	201,000	224,400	309,500	342,800	398,600	439,600	478,500	529,100
	39	203,000	226,400	311,500	344,900	400,400	440,600	479,900	530,300
	40	205,000	228,400	313,500	347,000	402,200	441,600	481,300	531,500
	41	206,800	230,200	315,600	349,100	404,100	442,600	482,600	532,700
	42	208,800	232,200	317,600	351,200	405,500	443,500	483,400	533,600
	43	210,800	234,200	319,600	353,300	406,900	444,400	484,200	534,500
	44	212,800	236,200	321,600	355,400	408,300	445,300	485,000	535,400
	45	214,600	238,000	323,600	357,400	409,500	446,000	485,900	536,300
	46	216,600	240,000	325,600	359,500	410,500	446,700	486,700	537,200
	47	218,600	242,000	327,600	361,600	411,500	447,400	487,500	538,100

再任 用職 員以 外の 職員	48	220,600	244,000	329,600	363,700	412,500	448,100	488,300	539,000
	49	222,400	246,000	331,500	365,600	413,600	448,900	489,100	539,900
	50	223,600	248,100	333,300	367,200	414,400	449,600	489,900	540,800
	51	224,800	250,200	335,100	368,800	415,200	450,300	490,700	541,700
	52	226,000	252,300	336,900	370,400	416,000	451,000	491,500	542,600
	53	227,100	254,200	338,500	371,900	416,700	451,800	492,300	543,500
	54	228,200	256,200	340,000	373,200	417,400	452,500	493,100	544,400
	55	229,300	258,200	341,500	374,500	418,100	453,200	493,900	545,300
	56	230,400	260,200	343,000	375,800	418,800	453,900	494,700	546,200
	57	231,500	262,300	344,400	377,200	419,400	454,700	495,500	547,100
	58	232,500	264,300	345,900	378,200	420,100	455,400	496,300	548,000
	59	233,500	266,300	347,400	379,200	420,800	456,100	497,100	548,900
	60	234,500	268,300	348,900	380,200	421,500	456,800	497,900	549,800
	61	235,600	270,100	350,200	381,000	422,000	457,600	498,700	550,700
	62	236,600	272,000	351,400	381,900	422,700	458,300	499,500	551,600
	63	237,600	273,900	352,600	382,800	423,400	459,000	500,300	552,500
	64	238,600	275,800	353,800	383,700	424,100	459,700	501,100	553,400
	65	239,400	277,800	355,000	384,500	424,600	460,500	501,900	554,300
	66	240,300	279,700	356,000	385,200	425,300	461,200	502,700	555,200
	67	241,200	281,600	357,000	385,900	426,000	461,900	503,500	556,100
	68	242,100	283,500	358,000	386,600	426,700	462,600	504,300	557,000
	69	242,800	285,400	358,800	387,100	427,200	463,400	505,100	557,900
	70	243,400	287,300	359,700	387,800	427,900	464,100	505,900	558,800
	71	244,000	289,200	360,600	388,500	428,600	464,800	506,700	559,700
	72	244,600	291,100	361,500	389,200	429,300	465,500	507,500	560,600
	73	245,300	293,000	362,200	389,700	429,800	466,300	508,300	561,500
	74	245,800	294,900	362,900	390,300	430,500	467,000	509,100	
	75	246,300	296,800	363,600	390,900	431,200	467,700	509,900	
	76	246,800	298,700	364,300	391,500	431,900	468,400	510,700	
	77	247,300	300,500	364,800	392,200	432,400	469,200	511,500	
	78		302,200	365,400	392,800	433,100	469,900		
	79		303,900	366,000	393,400	433,800	470,600		
	80		305,600	366,600	394,000	434,500	471,300		
	81		307,400	367,300	394,500	435,000	472,100		
	82		309,100	367,900	395,000	435,700	472,800		
	83		310,800	368,500	395,500	436,400	473,500		
	84		312,500	369,100	396,000	437,100	474,200		
	85		314,100	369,500	396,600	437,600	475,000		
	86		315,400	370,000	397,100	438,300			
	87		316,700	370,500	397,600	439,000			
	88		318,000	371,000	398,100	439,700			
	89		319,400	371,600	398,600	440,200			
	90		320,500	372,100	399,100	440,900			
	91		321,600	372,600	399,600	441,600			
	92		322,700	373,100	400,100	442,300			
	93		323,800	373,400	400,600	442,800			
	94		324,700	373,900	401,100	443,500			
	95		325,600	374,400	401,600	444,200			
	96		326,500	374,900	402,100	444,900			
	97		327,300	375,200	402,600	445,400			
	98		328,000	375,600	403,100	446,100			
	99		328,700	376,000	403,600	446,800			
	100		329,400	376,400	404,100	447,500			
	101		329,900	376,900	404,600	448,000			

	102		330,600	377,300	405,100	448,700			
	103		331,300	377,700	405,600	449,400			
	104		332,000	378,100	406,100	450,100			
	105		332,500	378,600	406,600	450,600			
	106		333,100	379,000	407,100				
	107		333,700	379,400	407,600				
	108		334,300	379,800	408,100				
	109		335,000	380,300	408,600				
	110		335,600	380,700	409,100				
	111		336,200	381,100	409,600				
	112		336,800	381,500	410,100				
	113		337,500	382,000	410,600				
	114		338,100	382,400	411,100				
	115		338,700	382,800	411,600				
	116		339,300	383,200	412,100				
	117		339,700	383,700	412,600				
	118			384,100	413,100				
	119			384,500	413,600				
	120			384,900	414,100				
	121			385,400	414,600				
	122			385,800	415,100				
	123			386,200	415,600				
	124			386,600	416,100				
	125			387,100	416,600				
	126			387,500	417,100				
	127			387,900	417,600				
	128			388,300	418,100				
	129			388,800	418,600				
	130			389,200	419,100				
	131			389,600	419,600				
	132			390,000	420,100				
	133			390,500	420,600				
	134			390,900	421,100				
	135			391,300	421,600				
	136			391,700	422,100				
	137			392,200	422,600				
	138			392,600					
	139			393,000					
	140			393,400					
	141			393,900					
	142			394,300					
	143			394,700					
	144			395,100					
	145			395,600					
	146			396,000					
	147			396,400					
	148			396,800					
	149			397,300					
再任用職員		175,600	215,500	237,600	243,700	277,600	305,400	386,300	424,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第18条に規定する職員を除く。

別表第2 (第3条関係)

行 政 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	130,800	145,000	219,600	249,100
	2	131,800	146,700	221,500	251,200
	3	132,800	148,400	223,400	253,300
	4	133,800	150,100	225,300	255,400
	5	134,800	151,600	227,300	257,500
	6	136,000	153,400	229,300	259,600
	7	137,200	155,200	231,300	261,700
	8	138,400	157,000	233,300	263,800
	9	139,600	158,900	235,100	266,000
	10	141,000	160,700	237,100	268,100
	11	142,400	162,500	239,100	270,200
	12	143,800	164,300	241,100	272,300
	13	145,000	166,200	242,900	274,400
	14	146,700	168,100	245,000	276,500
	15	148,400	170,000	247,100	278,600
	16	150,100	171,900	249,200	280,700
	17	151,600	173,600	251,400	282,800
	18	153,400	175,500	253,500	284,900
	19	155,200	177,400	255,600	287,000
	20	157,000	179,300	257,700	289,100
	21	158,900	181,000	259,800	291,200
	22	160,700	182,900	261,900	293,200
	23	162,500	184,800	264,000	295,200
	24	164,300	186,700	266,100	297,200
	25	166,200	188,400	268,100	299,300
	26	168,100	190,300	270,200	301,300
	27	170,000	192,200	272,300	303,300
	28	171,900	194,100	274,400	305,300
	29	173,600	195,800	276,300	307,400
	30	175,500	197,700	278,300	309,400
	31	177,400	199,600	280,300	311,400
	32	179,300	201,500	282,300	313,400
	33	181,000	203,200	284,200	315,500
	34	182,900	205,100	286,200	317,500
	35	184,800	207,000	288,200	319,500
	36	186,700	208,900	290,200	321,500
	37	188,400	210,600	292,000	323,600
	38	190,300	212,500	294,000	325,600
	39	192,200	214,400	296,000	327,600
	40	194,100	216,300	298,000	329,600
	41	195,800	218,300	299,800	331,600
	42	197,700	220,200	301,700	333,600
	43	199,600	222,100	303,600	335,600
	44	201,500	224,000	305,500	337,600
	45	203,200	226,000	307,500	339,500
	46	205,100	228,000	309,400	341,400
	47	207,000	230,000	311,300	343,300

再任 用職 員以 外の 職員	48	208,900	232,000	313,200	345,200
	49	210,600	233,800	314,900	347,200
	50	211,800	235,700	316,600	348,700
	51	213,000	237,600	318,300	350,200
	52	214,200	239,500	320,000	351,700
	53	215,500	241,500	321,600	353,200
	54	216,700	243,400	323,000	354,500
	55	217,900	245,300	324,400	355,800
	56	219,100	247,200	325,800	357,100
	57	220,200	249,100	327,200	358,300
	58	221,100	251,000	328,600	359,200
	59	222,000	252,900	330,000	360,100
	60	222,900	254,800	331,400	361,000
	61	223,900	256,500	332,800	361,800
	62	224,800	258,300	334,000	362,600
	63	225,700	260,100	335,200	363,400
	64	226,600	261,900	336,400	364,200
	65	227,500	263,800	337,600	365,100
	66	228,300	265,600	338,500	365,800
	67	229,100	267,400	339,400	366,500
	68	229,900	269,200	340,300	367,200
	69	230,600	271,000	341,100	367,700
	70	231,200	272,800	341,900	368,300
	71	231,800	274,600	342,700	368,900
	72	232,400	276,400	343,500	369,500
	73	233,000	278,200	344,200	370,100
	74	233,500	280,000	344,800	370,700
	75	234,000	281,800	345,400	371,300
	76	234,500	283,600	346,000	371,900
	77	234,900	285,400	346,600	372,500
	78		287,000	347,200	373,100
	79		288,600	347,800	373,700
	80		290,200	348,400	374,300
	81		291,900	348,900	374,700
	82		293,500	349,400	375,200
	83		295,100	349,900	375,700
	84		296,700	350,400	376,200
	85		298,400	351,000	376,700
	86		299,700	351,500	377,200
	87		301,000	352,000	377,700
	88		302,300	352,500	378,200
	89		303,400	353,000	378,600
	90		304,500	353,400	379,100
	91		305,600	353,800	379,600
	92		306,700	354,200	380,100
	93		307,600	354,700	380,500
	94		308,400	355,100	381,000
	95		309,200	355,500	381,500
	96		310,000	355,900	382,000
	97		310,800	356,400	382,400
	98		311,400	356,800	382,900
	99		312,000	357,200	383,400
	100		312,600	357,600	383,900
	101		313,300	358,000	384,300

	102		313,900	358,400	384,800
	103		314,500	358,800	385,300
	104		315,100	359,200	385,800
	105		315,800	359,600	386,200
	106		316,400	360,000	386,700
	107		317,000	360,400	387,200
	108		317,600	360,800	387,700
	109		318,200	361,200	388,100
	110		318,800	361,600	388,600
	111		319,400	362,000	389,100
	112		320,000	362,400	389,600
	113		320,500	362,800	390,000
	114		321,000	363,200	390,500
	115		321,500	363,600	391,000
	116		322,000	364,000	391,500
	117		322,600	364,400	391,900
	118			364,800	392,400
	119			365,200	392,900
	120			365,600	393,400
	121			366,000	393,800
	122			366,400	394,300
	123			366,800	394,800
	124			367,200	395,300
	125			367,600	395,700
	126			368,000	396,200
	127			368,400	396,700
	128			368,800	397,200
	129			369,200	397,600
	130			369,600	398,100
	131			370,000	398,600
	132			370,400	399,100
	133			370,800	399,500
	134			371,200	400,000
	135			371,600	400,500
	136			372,000	401,000
	137			372,400	401,400
	138			372,800	
	139			373,200	
	140			373,600	
	141			374,000	
	142			374,400	
	143			374,800	
	144			375,200	
	145			375,600	
	146			376,000	
	147			376,400	
	148			376,800	
	149			377,200	
再任 用職 員		166,900	204,900	225,800	231,600

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務並びに市立学校の学校給食の業務に従事する職員に適用する。

別表第4から別表第6までを次のように改める。

別表第4 (第3条関係)

医 療 職 給 料 表 (2)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	137,700	152,600	231,400	262,200	312,000	351,800	384,600
	2	138,800	154,500	233,400	264,400	314,400	354,400	387,400
	3	139,900	156,400	235,400	266,600	316,800	357,000	390,200
	4	141,000	158,300	237,400	268,800	319,200	359,600	393,000
	5	141,900	160,000	239,200	271,100	321,600	362,000	395,800
	6	143,200	162,000	241,200	273,400	324,000	364,700	398,600
	7	144,500	164,000	243,200	275,700	326,400	367,400	401,400
	8	145,800	166,000	245,200	278,000	328,800	370,100	404,200
	9	146,900	167,800	247,200	280,100	331,200	372,600	407,000
	10	148,300	169,800	249,300	282,300	333,600	375,400	409,800
	11	149,700	171,800	251,400	284,500	336,000	378,200	412,600
	12	151,100	173,800	253,500	286,700	338,400	381,000	415,400
	13	152,600	175,600	255,600	289,000	340,800	383,600	418,300
	14	154,500	177,600	257,800	291,200	343,200	386,300	421,100
	15	156,400	179,600	260,000	293,400	345,600	389,000	423,900
	16	158,300	181,600	262,200	295,600	348,000	391,700	426,700
	17	160,000	183,400	264,500	297,800	350,500	394,500	429,500
	18	162,000	185,400	266,700	300,000	352,900	397,100	432,300
	19	164,000	187,400	268,900	302,200	355,300	399,700	435,100
	20	166,000	189,400	271,100	304,400	357,700	402,300	437,900
	21	167,800	191,200	273,400	306,600	360,200	405,000	440,600
	22	169,800	193,200	275,600	308,800	362,700	407,500	443,300
	23	171,800	195,200	277,800	311,000	365,200	410,000	446,000
	24	173,800	197,200	280,000	313,200	367,700	412,500	448,700
	25	175,600	199,000	282,200	315,200	370,000	415,100	451,200
	26	177,600	201,000	284,400	317,300	372,400	417,500	453,800
	27	179,600	203,000	286,600	319,400	374,800	419,900	456,400
	28	181,600	205,000	288,800	321,500	377,200	422,300	459,000
	29	183,400	206,800	291,000	323,700	379,400	424,700	461,400
	30	185,400	208,800	293,100	325,800	381,700	426,800	463,700
	31	187,400	210,800	295,200	327,900	384,000	428,900	466,000
	32	189,400	212,800	297,300	330,000	386,300	431,000	468,300
	33	191,200	214,600	299,300	332,200	388,600	433,100	470,500
	34	193,200	216,600	301,400	334,300	390,700	434,500	472,200
	35	195,200	218,600	303,500	336,400	392,800	435,900	473,900
	36	197,200	220,600	305,600	338,500	394,900	437,300	475,600
	37	199,000	222,400	307,500	340,700	396,800	438,600	477,100
	38	201,000	224,400	309,500	342,800	398,600	439,600	478,500
	39	203,000	226,400	311,500	344,900	400,400	440,600	479,900
	40	205,000	228,400	313,500	347,000	402,200	441,600	481,300
	41	206,800	230,200	315,600	349,100	404,100	442,600	482,600
	42	208,800	232,200	317,600	351,200	405,500	443,500	483,400
	43	210,800	234,200	319,600	353,300	406,900	444,400	484,200
	44	212,800	236,200	321,600	355,400	408,300	445,300	485,000
	45	214,600	238,000	323,600	357,400	409,500	446,000	485,900
	46	216,600	240,000	325,600	359,500	410,500	446,700	486,700
	47	218,600	242,000	327,600	361,600	411,500	447,400	487,500

	48	220,600	244,000	329,600	363,700	412,500	448,100	488,300
	49	222,400	246,000	331,500	365,600	413,600	448,900	489,100
	50	224,400	248,100	333,300	367,200	414,400	449,600	489,900
	51	226,400	250,200	335,100	368,800	415,200	450,300	490,700
	52	228,400	252,300	336,900	370,400	416,000	451,000	491,500
	53	230,200	254,200	338,500	371,900	416,700	451,800	492,300
	54	232,200	256,200	340,000	373,200	417,400	452,500	493,100
	55	234,200	258,200	341,500	374,500	418,100	453,200	493,900
	56	236,200	260,200	343,000	375,800	418,800	453,900	494,700
	57	238,000	262,300	344,400	377,200	419,400	454,700	495,500
	58	240,000	264,300	345,900	378,200	420,100	455,400	496,300
	59	242,000	266,300	347,400	379,200	420,800	456,100	497,100
	60	244,000	268,300	348,900	380,200	421,500	456,800	497,900
	61	246,000	270,100	350,200	381,000	422,000	457,600	498,700
	62	248,100	272,000	351,400	381,900	422,700	458,300	499,500
	63	250,200	273,900	352,600	382,800	423,400	459,000	500,300
	64	252,300	275,800	353,800	383,700	424,100	459,700	501,100
	65	254,200	277,800	355,000	384,500	424,600	460,500	501,900
	66	256,200	279,700	356,000	385,200	425,300	461,200	502,700
	67	258,200	281,600	357,000	385,900	426,000	461,900	503,500
	68	260,200	283,500	358,000	386,600	426,700	462,600	504,300
	69	262,300	285,400	358,800	387,100	427,200	463,400	505,100
	70	264,300	287,300	359,700	387,800	427,900	464,100	505,900
	71	266,300	289,200	360,600	388,500	428,600	464,800	506,700
	72	268,300	291,100	361,500	389,200	429,300	465,500	507,500
再任 用職 員以 外の 職員	73	270,100	293,000	362,200	389,700	429,800	466,300	508,300
	74	272,000	294,900	362,900	390,300	430,500	467,000	509,100
	75	273,900	296,800	363,600	390,900	431,200	467,700	509,900
	76	275,800	298,700	364,300	391,500	431,900	468,400	510,700
	77	277,800	300,500	364,800	392,200	432,400	469,200	511,500
	78		302,200	365,400	392,800	433,100	469,900	
	79		303,900	366,000	393,400	433,800	470,600	
	80		305,600	366,600	394,000	434,500	471,300	
	81		307,400	367,300	394,500	435,000	472,100	
	82		309,100	367,900	395,000	435,700	472,800	
	83		310,800	368,500	395,500	436,400	473,500	
	84		312,500	369,100	396,000	437,100	474,200	
	85		314,100	369,500	396,600	437,600	475,000	
	86		315,400	370,000	397,100	438,300		
	87		316,700	370,500	397,600	439,000		
	88		318,000	371,000	398,100	439,700		
	89		319,400	371,600	398,600	440,200		
	90		320,500	372,100	399,100	440,900		
	91		321,600	372,600	399,600	441,600		
	92		322,700	373,100	400,100	442,300		
	93		323,800	373,400	400,600	442,800		
	94		324,700	373,900	401,100	443,500		
	95		325,600	374,400	401,600	444,200		
	96		326,500	374,900	402,100	444,900		
	97		327,300	375,200	402,600	445,400		
	98		328,000	375,600	403,100	446,100		
	99		328,700	376,000	403,600	446,800		
	100		329,400	376,400	404,100	447,500		
	101		329,900	376,900	404,600	448,000		

	102		330,600	377,300	405,100	448,700		
	103		331,300	377,700	405,600	449,400		
	104		332,000	378,100	406,100	450,100		
	105		332,500	378,600	406,600	450,600		
	106		333,100	379,000	407,100			
	107		333,700	379,400	407,600			
	108		334,300	379,800	408,100			
	109		335,000	380,300	408,600			
	110		335,600	380,700	409,100			
	111		336,200	381,100	409,600			
	112		336,800	381,500	410,100			
	113		337,500	382,000	410,600			
	114		338,100	382,400	411,100			
	115		338,700	382,800	411,600			
	116		339,300	383,200	412,100			
	117		339,700	383,700	412,600			
	118			384,100	413,100			
	119			384,500	413,600			
	120			384,900	414,100			
	121			385,400	414,600			
	122			385,800	415,100			
	123			386,200	415,600			
	124			386,600	416,100			
	125			387,100	416,600			
	126			387,500	417,100			
	127			387,900	417,600			
	128			388,300	418,100			
	129			388,800	418,600			
	130			389,200	419,100			
	131			389,600	419,600			
	132			390,000	420,100			
	133			390,500	420,600			
	134			390,900	421,100			
	135			391,300	421,600			
	136			391,700	422,100			
	137			392,200	422,600			
	138			392,600				
	139			393,000				
	140			393,400				
	141			393,900				
	142			394,300				
	143			394,700				
	144			395,100				
	145			395,600				
	146			396,000				
	147			396,400				
	148			396,800				
	149			397,300				
再任 用職 員		175,600	215,500	237,600	243,700	277,600	305,400	386,300

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、保健師、助産師、看護師、
准看護師その他の医療技術職員に適用する。

別表第4の2 (第3条関係)

大 学 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	203,100	260,800	299,400	359,100
	2	205,300	263,800	302,900	362,000
	3	207,500	266,800	306,400	364,900
	4	209,700	269,800	309,900	367,800
	5	211,800	272,800	313,300	370,500
	6	214,000	275,700	316,800	373,100
	7	216,200	278,600	320,300	375,700
	8	218,400	281,500	323,800	378,300
	9	220,700	284,300	327,200	381,000
	10	223,100	287,100	330,700	383,600
	11	225,500	289,900	334,200	386,200
	12	227,900	292,700	337,700	388,800
	13	230,100	295,300	341,200	391,300
	14	232,500	298,000	344,100	393,900
	15	234,900	300,700	347,000	396,500
	16	237,300	303,400	349,900	399,100
	17	239,600	306,200	352,600	401,600
	18	242,100	308,900	355,200	404,200
	19	244,600	311,600	357,800	406,800
	20	247,100	314,300	360,400	409,400
	21	249,600	317,100	363,100	411,900
	22	252,300	319,800	365,300	414,500
	23	255,000	322,500	367,500	417,100
	24	257,700	325,200	369,700	419,700
	25	260,400	328,000	372,000	422,200
	26	263,100	330,600	374,200	424,800
	27	265,800	333,200	376,400	427,400
	28	268,500	335,800	378,600	430,000
	29	271,100	338,200	380,900	432,500
	30	273,700	340,400	383,000	435,100
	31	276,300	342,600	385,100	437,700
	32	278,900	344,800	387,200	440,300
	33	281,400	347,100	389,100	442,800
	34	283,800	349,300	391,000	445,400
	35	286,200	351,500	392,900	448,000
	36	288,600	353,700	394,800	450,600
	37	290,900	356,000	396,500	453,100
	38	293,100	358,100	398,300	455,700
	39	295,300	360,200	400,100	458,300
	40	297,500	362,300	401,900	460,900
	41	299,600	364,200	403,600	463,400

再任 用職 員以 外の 職員	42	301,300	366,100	405,300	466,000
	43	303,000	368,000	407,000	468,600
	44	304,700	369,900	408,700	471,200
	45	306,300	371,600	410,200	473,600
	46	307,800	373,400	411,800	476,200
	47	309,300	375,200	413,400	478,800
	48	310,800	377,000	415,000	481,400
	49	312,300	378,700	416,400	483,800
	50	313,500	380,400	418,000	486,300
	51	314,700	382,100	419,600	488,800
	52	315,900	383,800	421,200	491,300
	53	316,900	385,300	422,600	493,600
	54	318,000	386,900	424,000	495,600
	55	319,100	388,500	425,400	497,600
	56	320,200	390,100	426,800	499,600
	57	321,300	391,500	428,100	501,700
	58	322,400	393,000	429,400	503,600
	59	323,500	394,500	430,700	505,500
	60	324,600	396,000	432,000	507,400
	61	325,600	397,500	433,100	509,400
	62	326,700	398,900	434,200	511,300
	63	327,800	400,300	435,300	513,200
	64	328,900	401,700	436,400	515,100
	65	329,800	403,000	437,600	517,000
	66	330,900	404,300	438,700	518,700
	67	332,000	405,600	439,800	520,400
	68	333,100	406,900	440,900	522,100
	69	334,000	408,000	441,900	523,800
	70	335,100	409,100	443,000	525,300
	71	336,200	410,200	444,100	526,800
	72	337,300	411,300	445,200	528,300
	73	338,200	412,400	446,200	529,900
	74	339,200	413,400	447,200	531,200
	75	340,200	414,400	448,200	532,500
	76	341,200	415,400	449,200	533,800
	77	342,000	416,300	450,300	534,900
	78	343,000	417,100	451,300	536,100
	79	344,000	417,900	452,300	537,300
	80	345,000	418,700	453,300	538,500
	81	345,800	419,300	454,300	539,700
	82	346,800	420,000	455,000	540,600
	83	347,800	420,700	455,700	541,500
	84	348,800	421,400	456,400	542,400
	85	349,600	422,000	457,000	543,300
	86	350,500	422,600	457,700	544,200
	87	351,400	423,200	458,400	545,100
	88	352,300	423,800	459,100	546,000

	89	353,200	424,300	459,600	546,900
	90	353,900	424,900	460,300	547,800
	91	354,600	425,500	461,000	548,700
	92	355,300	426,100	461,700	549,600
	93	356,000	426,500	462,200	550,500
	94	356,700	427,000	462,900	551,400
	95	357,400	427,500	463,600	552,300
	96	358,100	428,000	464,300	553,200
	97	358,700	428,600	464,800	554,100
	98	359,400	429,100	465,500	555,000
	99	360,100	429,600	466,200	555,900
	100	360,800	430,100	466,900	556,800
	101	361,400	430,700	467,400	557,700
	102	362,100	431,200	468,100	558,600
	103	362,800	431,700	468,800	559,500
	104	363,500	432,200	469,500	560,400
	105	364,000	432,800	470,000	561,300
	106	364,600	433,300	470,700	562,200
	107	365,200	433,800	471,400	563,100
	108	365,800	434,300	472,100	564,000
	109	366,300	434,900	472,600	564,900
	110	366,900	435,400		
	111	367,500	435,900		
	112	368,100	436,400		
	113	368,500	437,000		
	114	369,000			
	115	369,500			
	116	370,000			
	117	370,500			
	118	371,000			
	119	371,500			
	120	372,000			
	121	372,500			
	122	373,000			
	123	373,500			
	124	374,000			
	125	374,500			
	126	375,000			
	127	375,500			
	128	376,000			
	129	376,500			
再任 用職 員		279,200	292,100	317,300	390,000

備考 この表は、看護短期大学の学長、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。

別表第5 (第3条関係)

高 等 学 校 教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	148,300	182,900	289,200	330,500	418,300
	2	149,700	184,900	292,200	332,900	420,400
	3	151,100	186,900	295,200	335,300	422,500
	4	152,500	188,900	298,200	337,700	424,600
	5	153,800	190,800	301,200	340,000	426,700
	6	155,400	192,800	304,200	342,300	428,800
	7	157,000	194,800	307,200	344,600	430,900
	8	158,600	196,800	310,200	346,900	433,000
	9	160,100	198,800	313,200	349,300	435,100
	10	161,800	200,800	316,200	351,500	437,200
	11	163,500	202,800	319,200	353,700	439,300
	12	165,200	204,800	322,200	355,900	441,400
	13	166,800	206,900	325,200	358,100	443,500
	14	168,700	209,000	327,600	360,300	445,500
	15	170,600	211,100	330,000	362,500	447,500
	16	172,500	213,200	332,400	364,700	449,500
	17	174,500	215,300	334,700	366,900	451,500
	18	176,500	218,100	337,000	369,100	453,400
	19	178,500	220,900	339,300	371,300	455,300
	20	180,500	223,700	341,600	373,500	457,200
	21	182,300	226,600	343,800	375,600	459,200
	22	184,300	229,400	346,000	377,800	461,100
	23	186,300	232,200	348,200	380,000	463,000
	24	188,300	235,000	350,400	382,200	464,900
	25	190,200	237,900	352,600	384,200	466,600
	26	192,200	240,700	354,800	386,300	468,400
	27	194,200	243,500	357,000	388,400	470,200
	28	196,200	246,300	359,200	390,500	472,000
	29	198,100	249,200	361,200	392,600	473,700
	30	200,100	252,000	363,300	394,700	475,400
	31	202,100	254,800	365,400	396,800	477,100
	32	204,100	257,600	367,500	398,900	478,800
	33	206,000	260,500	369,500	400,800	480,300
	34	208,000	263,400	371,600	402,900	481,900
	35	210,000	266,300	373,700	405,000	483,500
	36	212,000	269,200	375,800	407,100	485,100
	37	213,900	271,900	377,700	409,000	486,600
	38	215,900	274,900	379,800	410,800	488,000
	39	217,900	277,900	381,900	412,600	489,400
	40	219,900	280,900	384,000	414,400	490,800

	41	221,800	283,900	385,900	416,300	492,200
	42	223,800	286,900	387,800	418,000	493,300
	43	225,800	289,900	389,700	419,700	494,400
	44	227,800	292,900	391,600	421,400	495,500
	45	229,700	295,900	393,300	423,000	496,600
	46	231,600	298,900	395,100	424,700	497,600
	47	233,500	301,900	396,900	426,400	498,600
	48	235,400	304,900	398,700	428,100	499,600
	49	237,100	307,900	400,500	429,600	500,400
	50	238,900	310,900	402,100	431,200	501,300
	51	240,700	313,900	403,700	432,800	502,200
	52	242,500	316,900	405,300	434,400	503,100
	53	244,200	319,800	407,000	436,000	504,100
	54	246,000	322,200	408,600	437,600	505,000
	55	247,800	324,600	410,200	439,200	505,900
	56	249,600	327,000	411,800	440,800	506,800
	57	251,200	329,300	413,200	442,400	507,800
	58	253,000	331,500	414,700	444,000	
	59	254,800	333,700	416,200	445,600	
	60	256,600	335,900	417,700	447,200	
	61	258,200	338,200	419,200	448,800	
	62	259,900	340,400	420,600	450,400	
	63	261,600	342,600	422,000	452,000	
	64	263,300	344,800	423,400	453,600	
	65	265,100	346,900	424,600	455,200	
	66	266,800	349,100	425,900	456,800	
	67	268,500	351,300	427,200	458,400	
	68	270,200	353,500	428,500	460,000	
	69	272,000	355,500	429,900	461,600	
	70	273,500	357,600	431,200	463,100	
	71	275,000	359,700	432,500	464,600	
	72	276,500	361,800	433,800	466,100	
	73	277,800	363,700	435,100	467,600	
	74	279,200	365,700	436,300	469,000	
	75	280,600	367,700	437,500	470,400	
	76	282,000	369,700	438,700	471,800	
	77	283,300	371,700	440,000	473,000	
	78	284,600	373,700	441,200	473,900	
	79	285,900	375,700	442,400	474,800	
	80	287,200	377,700	443,600	475,700	
再任 用職 員以 外の 職員	81	288,500	379,600	444,800	476,600	
	82	289,800	381,200	446,000	477,500	
	83	291,100	382,800	447,200	478,400	
	84	292,400	384,400	448,400	479,300	

85	293,500	386,100	449,400	480,100
86	294,600	387,600	450,400	
87	295,700	389,100	451,400	
88	296,800	390,600	452,400	
89	298,000	392,100	453,500	
90	299,000	393,600	454,300	
91	300,000	395,100	455,100	
92	301,000	396,600	455,900	
93	302,000	398,100	456,500	
94	303,000	399,500	457,300	
95	304,000	400,900	458,100	
96	305,000	402,300	458,900	
97	305,800	403,800	459,500	
98	306,800	405,100	460,200	
99	307,800	406,400	460,900	
100	308,800	407,700	461,600	
101	309,600	409,000	462,400	
102	310,500	410,100	463,100	
103	311,400	411,200	463,800	
104	312,300	412,300	464,500	
105	313,300	413,300	465,200	
106	313,900	414,400	465,900	
107	314,500	415,500	466,600	
108	315,100	416,600	467,300	
109	315,800	417,500	468,000	
110	316,300	418,400		
111	316,800	419,300		
112	317,300	420,200		
113	317,900	421,200		
114	318,400	422,000		
115	318,900	422,800		
116	319,400	423,600		
117	320,000	424,500		
118	320,500	425,300		
119	321,000	426,100		
120	321,500	426,900		
121	322,000	427,700		
122	322,400	428,500		
123	322,800	429,300		
124	323,200	430,100		
125	323,500	430,900		
126	323,900	431,600		
127	324,300	432,300		
128	324,700	433,000		
129	325,000	433,700		

	130		434,400			
	131		435,100			
	132		435,800			
	133		436,300			
	134		436,900			
	135		437,500			
	136		438,100			
	137		438,700			
	138		439,300			
	139		439,900			
	140		440,500			
	141		440,900			
	142		441,400			
	143		441,900			
	144		442,400			
	145		442,800			
	146		443,300			
	147		443,800			
	148		444,300			
	149		444,700			
	150		445,200			
	151		445,700			
	152		446,200			
	153		446,600			
	154		447,100			
	155		447,600			
	156		448,100			
	157		448,500			
	158		449,000			
	159		449,500			
	160		450,000			
	161		450,400			
	162		450,900			
	163		451,400			
	164		451,900			
	165		452,300			
再任用職員		232,300	277,300	307,300	337,100	408,700

- 備考 1 この表は、高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、講師、助教諭、養護助教諭及び実習助手に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級である職員の給料月額
は、この表の額に8,900円を加算した額とする。

別表第6 (第3条関係)

消 防 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	152,600	199,500	231,400	262,200	312,000	351,800	384,600	423,100
	2	154,500	201,500	233,400	264,400	314,400	354,400	387,400	426,400
	3	156,400	203,500	235,400	266,600	316,800	357,000	390,200	429,700
	4	158,300	205,500	237,400	268,800	319,200	359,600	393,000	433,000
	5	160,000	207,300	239,200	271,100	321,600	362,000	395,800	436,100
	6	162,000	209,300	241,200	273,400	324,000	364,700	398,600	439,400
	7	164,000	211,300	243,200	275,700	326,400	367,400	401,400	442,700
	8	166,000	213,300	245,200	278,000	328,800	370,100	404,200	446,000
	9	167,800	215,100	247,200	280,100	331,200	372,600	407,000	449,100
	10	169,800	217,100	249,300	282,300	333,600	375,400	409,800	452,400
	11	171,800	219,100	251,400	284,500	336,000	378,200	412,600	455,700
	12	173,800	221,100	253,500	286,700	338,400	381,000	415,400	459,000
	13	175,600	223,000	255,600	289,000	340,800	383,600	418,300	462,100
	14	177,600	225,000	257,800	291,200	343,200	386,300	421,100	465,400
	15	179,600	227,000	260,000	293,400	345,600	389,000	423,900	468,700
	16	181,600	229,000	262,200	295,600	348,000	391,700	426,700	472,000
	17	183,400	231,100	264,500	297,800	350,500	394,500	429,500	475,100
	18	185,400	233,200	266,700	300,000	352,900	397,100	432,300	478,400
	19	187,400	235,300	268,900	302,200	355,300	399,700	435,100	481,700
	20	189,400	237,400	271,100	304,400	357,700	402,300	437,900	485,000
	21	191,200	239,300	273,400	306,600	360,200	405,000	440,600	488,100
	22	193,200	241,400	275,600	308,800	362,700	407,500	443,300	491,300
	23	195,200	243,500	277,800	311,000	365,200	410,000	446,000	494,500
	24	197,200	245,600	280,000	313,200	367,700	412,500	448,700	497,700
	25	199,000	247,800	282,200	315,200	370,000	415,100	451,200	501,000
	26	201,000	249,900	284,400	317,300	372,400	417,500	453,800	504,100
	27	203,000	252,000	286,600	319,400	374,800	419,900	456,400	507,200
	28	205,000	254,100	288,800	321,500	377,200	422,300	459,000	510,300
	29	206,800	256,100	291,000	323,700	379,400	424,700	461,400	513,300
	30	208,800	258,200	293,100	325,800	381,700	426,800	463,700	515,100
	31	210,800	260,300	295,200	327,900	384,000	428,900	466,000	516,900
	32	212,800	262,400	297,300	330,000	386,300	431,000	468,300	518,700
	33	214,600	264,300	299,300	332,200	388,600	433,100	470,500	520,600
	34	216,600	266,300	301,400	334,300	390,700	434,500	472,200	522,400
	35	218,600	268,300	303,500	336,400	392,800	435,900	473,900	524,200
	36	220,600	270,300	305,600	338,500	394,900	437,300	475,600	526,000
	37	222,400	272,300	307,500	340,700	396,800	438,600	477,100	527,900
	38	224,400	274,300	309,500	342,800	398,600	439,600	478,500	529,100
	39	226,400	276,300	311,500	344,900	400,400	440,600	479,900	530,300
	40	228,400	278,300	313,500	347,000	402,200	441,600	481,300	531,500
	41	230,200	280,300	315,600	349,100	404,100	442,600	482,600	532,700
	42	232,200	282,300	317,600	351,200	405,500	443,500	483,400	533,600
	43	234,200	284,300	319,600	353,300	406,900	444,400	484,200	534,500
	44	236,200	286,300	321,600	355,400	408,300	445,300	485,000	535,400
	45	238,000	288,300	323,600	357,400	409,500	446,000	485,900	536,300
	46	240,000	290,300	325,600	359,500	410,500	446,700	486,700	537,200
	47	242,000	292,300	327,600	361,600	411,500	447,400	487,500	538,100

再任用職員以外の職員	48	244,000	294,300	329,600	363,700	412,500	448,100	488,300	539,000
	49	246,000	296,200	331,500	365,600	413,600	448,900	489,100	539,900
	50	248,100	298,200	333,300	367,200	414,400	449,600	489,900	540,800
	51	250,200	300,200	335,100	368,800	415,200	450,300	490,700	541,700
	52	252,300	302,200	336,900	370,400	416,000	451,000	491,500	542,600
	53	254,200	304,000	338,500	371,900	416,700	451,800	492,300	543,500
	54	256,200	305,900	340,000	373,200	417,400	452,500	493,100	544,400
	55	258,200	307,800	341,500	374,500	418,100	453,200	493,900	545,300
	56	260,200	309,700	343,000	375,800	418,800	453,900	494,700	546,200
	57	262,300	311,400	344,400	377,200	419,400	454,700	495,500	547,100
	58	264,300	313,100	345,900	378,200	420,100	455,400	496,300	548,000
	59	266,300	314,800	347,400	379,200	420,800	456,100	497,100	548,900
	60	268,300	316,500	348,900	380,200	421,500	456,800	497,900	549,800
	61	270,100	318,300	350,200	381,000	422,000	457,600	498,700	550,700
	62	272,000	319,900	351,400	381,900	422,700	458,300	499,500	551,600
	63	273,900	321,500	352,600	382,800	423,400	459,000	500,300	552,500
	64	275,800	323,100	353,800	383,700	424,100	459,700	501,100	553,400
	65	277,800	324,500	355,000	384,500	424,600	460,500	501,900	554,300
	66	279,700	325,900	356,000	385,200	425,300	461,200	502,700	555,200
	67	281,600	327,300	357,000	385,900	426,000	461,900	503,500	556,100
	68	283,500	328,700	358,000	386,600	426,700	462,600	504,300	557,000
	69	285,400	329,900	358,800	387,100	427,200	463,400	505,100	557,900
	70	287,300	331,100	359,700	387,800	427,900	464,100	505,900	558,800
	71	289,200	332,300	360,600	388,500	428,600	464,800	506,700	559,700
	72	291,100	333,500	361,500	389,200	429,300	465,500	507,500	560,600
	73	293,000	334,600	362,200	389,700	429,800	466,300	508,300	561,500
	74	294,900	335,500	362,900	390,300	430,500	467,000	509,100	
	75	296,800	336,400	363,600	390,900	431,200	467,700	509,900	
	76	298,700	337,300	364,300	391,500	431,900	468,400	510,700	
	77	300,500	338,300	364,800	392,200	432,400	469,200	511,500	
	78	302,200	339,200	365,400	392,800	433,100	469,900		
	79	303,900	340,100	366,000	393,400	433,800	470,600		
	80	305,600	341,000	366,600	394,000	434,500	471,300		
	81	307,400	341,900	367,300	394,500	435,000	472,100		
	82	309,100	342,700	367,900	395,000	435,700	472,800		
	83	310,800	343,500	368,500	395,500	436,400	473,500		
	84	312,500	344,300	369,100	396,000	437,100	474,200		
	85	314,100	345,200	369,500	396,600	437,600	475,000		
	86	315,400	345,900	370,000	397,100	438,300			
	87	316,700	346,600	370,500	397,600	439,000			
	88	318,000	347,300	371,000	398,100	439,700			
	89	319,400	348,000	371,600	398,600	440,200			
	90	320,500	348,700	372,100	399,100	440,900			
	91	321,600	349,400	372,600	399,600	441,600			
	92	322,700	350,100	373,100	400,100	442,300			
	93	323,800	350,600	373,400	400,600	442,800			
	94	324,700	351,200	373,900	401,100	443,500			
	95	325,600	351,800	374,400	401,600	444,200			
	96	326,500	352,400	374,900	402,100	444,900			
	97	327,300	352,900	375,200	402,600	445,400			
	98	328,000	353,500	375,600	403,100	446,100			
	99	328,700	354,100	376,000	403,600	446,800			
	100	329,400	354,700	376,400	404,100	447,500			

	101	329,900	355,100	376,900	404,600	448,000			
	102	330,600	355,700	377,300	405,100	448,700			
	103	331,300	356,300	377,700	405,600	449,400			
	104	332,000	356,900	378,100	406,100	450,100			
	105	332,500	357,400	378,600	406,600	450,600			
	106	333,100	358,000	379,000	407,100				
	107	333,700	358,600	379,400	407,600				
	108	334,300	359,200	379,800	408,100				
	109	335,000	359,700	380,300	408,600				
	110	335,600	360,300	380,700	409,100				
	111	336,200	360,900	381,100	409,600				
	112	336,800	361,500	381,500	410,100				
	113	337,500	362,000	382,000	410,600				
	114	338,100		382,400	411,100				
	115	338,700		382,800	411,600				
	116	339,300		383,200	412,100				
	117	339,700		383,700	412,600				
	118	340,300		384,100	413,100				
	119	340,900		384,500	413,600				
	120	341,500		384,900	414,100				
	121	341,900		385,400	414,600				
	122	342,500		385,800	415,100				
	123	343,100		386,200	415,600				
	124	343,700		386,600	416,100				
	125	344,100		387,100	416,600				
	126			387,500	417,100				
	127			387,900	417,600				
	128			388,300	418,100				
	129			388,800	418,600				
	130			389,200	419,100				
	131			389,600	419,600				
	132			390,000	420,100				
	133			390,500	420,600				
	134			390,900	421,100				
	135			391,300	421,600				
	136			391,700	422,100				
	137			392,200	422,600				
	138			392,600					
	139			393,000					
	140			393,400					
	141			393,900					
	142			394,300					
	143			394,700					
	144			395,100					
	145			395,600					
	146			396,000					
	147			396,400					
	148			396,800					
	149			397,300					
再任 用職 員		215,500	222,600	237,600	243,700	277,600	305,400	386,300	424,600

備考 この表は、消防長及び消防吏員である職員に適用する。

(川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成16年川崎市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	541,000
5	617,000
6	721,000
7	844,000

(川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 川崎市職員の給与に関する条例及び川崎市任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成18年川崎市条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第14項第2号ア中「100分の2.24」を「100分の2.55」に改める。

附則別表第4の(1)及び(2)の表を次のように改める。

(1) 行政職給料表(1)の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	122,500	148,600	221,200	262,800	301,600	324,100	347,200	389,400
	2	126,300	154,500	230,800	272,300	312,700	335,500	359,300	404,100
	3	130,200	162,000	240,400	282,000	324,000	347,200	372,400	419,100
	4	134,200	169,600	250,100	291,700	335,200	358,900	386,000	434,000
	5	138,400	177,300	259,800	301,300	346,600	371,300	399,300	448,700
	6	143,200	185,100	269,300	310,800	357,900	383,700	412,600	463,300
	7	148,600	193,000	279,000	320,500	369,400	395,900	425,800	477,900
	8	154,500	201,500	288,700	330,100	381,200	408,300	438,900	492,500
	9	162,000	210,600	298,200	339,700	393,500	420,600	451,600	507,100
	10	169,600	220,000	307,600	349,200	405,400	432,700	464,000	521,600
	11	177,300	229,400	317,000	358,400	416,700	444,400	475,600	535,400
	12	185,100	238,800	326,500	367,900	427,800	455,500	487,000	543,700
	13	193,000	248,300	335,800	377,400	438,800	465,000	496,200	551,800
	14	201,500	257,700	345,200	385,800	448,400	473,300	502,900	558,500
	15	210,600	266,900	354,400	392,800	454,700	479,800	507,600	562,800
	16	220,000	276,100	363,600	399,500	459,100	484,500	511,800	567,100
	17	226,400	285,100	372,900	405,100	463,000	488,200	515,700	571,300
	18	232,700	293,900	380,100	410,200	466,400	491,800	519,600	575,500
	19	238,300	302,300	386,400	414,800	469,700	495,300	523,500	
	20	243,700	310,600	390,800	418,800	473,000	498,700	527,300	
	21	248,700	318,700	395,100	422,600	476,300	502,200		
	22	252,700	326,600	398,100	425,800	479,400			
	23	256,300	331,900	401,100	428,800				
	24		336,400	404,000	431,700				
	25		340,800	407,000	434,600				
	26		344,100	410,000	437,400				
	27		347,200	412,900	440,300				
	28		350,000	415,800					
	29		352,700	418,700					
	30		355,300	421,500					
	31			424,400					
	32			427,300					
	33			430,200					
	34			433,100					
	35			435,900					
再任用職員		172,100	213,800	242,600	269,600	311,400	342,800	388,200	436,700

備考 1 この表から(8)の表までにおいて、再任用職員とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。

2 この表から(8)の表までにおいて、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあっては、これらの表に掲げる額に人事委員会規則で定める割合を乗じるものとする。

(2) 行政職給料表(2)の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	122,500	143,200	148,600	221,200
	2	126,300	148,600	154,500	230,800
	3	130,200	154,500	162,000	240,400
	4	134,200	162,000	169,600	250,100
	5	138,400	169,600	177,300	259,800
	6	143,200	177,300	185,100	269,300
	7	148,600	185,100	193,000	279,000
	8	154,500	193,000	201,500	288,700
	9	162,000	201,500	210,600	298,200
	10	169,600	210,600	220,000	307,600
	11	177,300	220,000	229,400	317,000
	12	185,100	229,400	238,800	326,500
	13	193,000	238,800	248,300	335,800
	14	201,500	248,300	257,700	345,200
	15	210,600	257,700	266,900	354,400
	16	220,000	266,900	276,100	363,600
	17	226,400	276,100	285,100	372,900
	18	232,700	285,100	293,900	380,100
	19	238,300	289,300	302,300	386,400
	20	243,700	293,200	310,600	390,800
	21	248,700	297,000	318,700	395,100
	22	252,700	299,700	326,600	398,100
	23	256,300	302,300	331,900	401,100
	24		304,800	336,400	404,000
	25			340,800	407,000
	26			344,100	410,000
	27			347,200	412,900
	28			350,000	415,800
	29			352,700	418,700
	30			355,300	421,500
	31				424,400
	32				427,300
	33				430,200
	34				433,100
	35				435,900
再任 用職 員		172,100	193,000	213,800	242,600

附則別表第4の(4)から(6)までの表を次のように改める。 |

(4) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		円	円	円	円	円	円	円
再任 用職 員以 外の 職員	1	122,500	148,600	221,200	262,800	263,800	324,100	347,200
	2	126,300	154,500	230,800	272,300	272,900	335,500	359,300
	3	130,200	162,000	240,400	282,000	282,300	347,200	372,400
	4	134,200	169,600	250,100	291,700	291,800	358,900	386,000
	5	138,400	177,300	259,800	301,300	301,600	371,300	399,300
	6	143,200	185,100	269,300	310,800	312,700	383,700	412,600
	7	148,600	193,000	279,000	320,500	324,000	395,900	425,800
	8	154,500	201,500	288,700	330,100	335,200	408,300	438,900
	9	162,000	210,600	298,200	339,700	346,600	420,600	451,600
	10	169,600	220,000	307,600	349,200	357,900	432,700	464,000
	11	177,300	229,400	317,000	358,400	369,400	444,400	475,600
	12	185,100	238,800	326,500	367,900	381,200	455,500	487,000
	13	193,000	248,300	335,800	377,400	393,500	465,000	496,200
	14	201,500	257,700	345,200	385,800	405,400	473,300	502,900
	15	210,600	266,900	354,400	392,800	416,700	479,800	507,600
	16	220,000	276,100	363,600	399,500	427,800	484,500	511,800
	17	229,400	285,100	372,900	405,100	438,800	488,200	515,700
	18	238,800	293,900	380,100	410,200	448,400	491,800	519,600
	19	248,300	302,300	386,400	414,800	454,700	495,300	523,500
	20	257,700	310,600	390,800	418,800	459,100	498,700	527,300
	21	266,900	318,700	395,100	422,600	463,000	502,200	
	22	276,100	326,600	398,100	425,800	466,400		
	23	285,100	331,900	401,100	428,800	469,700		
	24	289,300	336,400	404,000	431,700	473,000		
	25	293,200	340,800	407,000	434,600	476,300		
	26	297,000	344,100	410,000	437,400	479,400		
	27	299,700	347,200	412,900	440,300			
	28	302,300	350,000	415,800				
	29	304,800	352,700	418,700				
	30		355,300	421,500				
	31			424,400				
	32			427,300				
	33			430,200				
	34			433,100				
	35			435,900				
再任 用職 員		172,100	213,800	242,600	269,600	311,400	342,800	388,200

(5) 大学教育職給料表の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	—	243,500	275,300	352,700
	2	197,100	256,000	289,800	367,200
	3	205,500	268,400	304,200	379,200
	4	214,200	281,400	318,600	391,000
	5	223,400	294,900	333,300	402,400
	6	232,600	307,900	347,800	413,700
	7	243,500	320,800	361,900	424,800
	8	255,100	333,700	372,600	435,800
	9	266,600	346,000	382,800	446,800
	10	278,000	355,600	391,900	457,600
	11	289,500	365,200	400,500	468,500
	12	300,800	374,500	408,800	479,300
	13	308,200	382,800	416,900	490,000
	14	314,900	390,900	424,200	500,600
	15	321,300	398,100	431,400	510,800
再任 用職 員以 外の 職員	16	327,500	405,100	438,300	519,500
	17	333,600	412,000	444,100	528,300
	18	339,400	418,800	449,500	537,000
	19	344,900	424,500	454,700	545,400
	20	350,400	429,200	460,000	553,400
	21	355,500	433,300	465,300	559,300
	22	360,600	436,300	470,300	564,100
	23	365,100	439,400	475,300	568,800
	24	368,800	442,500	478,700	573,500
	25	371,700	445,600	482,200	578,100
	26	374,500	448,700	485,600	582,800
	27	377,300	451,600	489,100	587,500
	28	380,100	454,500	492,500	592,000
	29	382,900	457,500	495,800	
	30	385,700	460,500		
	31	388,400			
	32	391,000			
	33	393,600			
	34	396,200			
再任 用職 員		277,700	293,200	324,200	402,600

(6) 高等学校教育職給料表の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		円	円	円	円
	1	139,000	177,300	333,800	395,800
	2	143,900	185,100	343,200	405,600
	3	149,200	192,900	352,600	415,200
	4	155,300	200,800	361,900	424,600
	5	161,800	209,000	371,100	434,100
	6	169,300	220,000	380,200	443,500
	7	176,900	231,000	389,200	452,700
	8	184,600	242,200	397,800	462,100
	9	192,300	254,600	406,400	471,500
	10	200,200	267,100	415,100	480,800
	11	208,100	279,900	423,200	490,000
	12	216,000	293,000	431,300	497,900
	13	224,600	305,800	439,200	505,100
	14	232,800	318,100	447,200	511,000
	15	240,900	327,900	455,000	515,500
	16	249,000	337,400	462,900	519,200
	17	257,000	346,900	470,500	522,900
	18	264,800	356,100	477,900	526,600
	19	272,700	365,000	484,600	
	20	279,600	373,900	490,300	
	21	286,100	382,800	494,000	
	22	292,500	391,000	497,500	
	23	298,600	399,000		
	24	304,400	406,900		
	25	309,700	414,800		
	26	314,700	421,200		
	27	319,700	427,500		
	28	324,600	432,900		
	29	329,300	438,000		
	30	333,600	442,800		
	31	337,100	446,500		
	32	339,500	449,700		
	33	341,900	452,600		
	34	344,300	455,600		
	35		458,600		
	36		461,600		
	37		464,600		
	38		467,600		
	39		470,600		
	40		473,500		
	41		476,400		
	42		478,900		
再任 用職 員以 外の 職員					
再任 用職 員		229,900	273,400	342,100	415,500

附則別表第4の(8)の表を次のように改める。

(8) 消防職給料表の適用を受ける職員

	旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	148,600	193,000	221,200	262,800	301,600	324,100	347,200	389,400
	2	154,500	201,500	230,800	272,300	312,700	335,500	359,300	404,100
	3	162,000	210,600	240,400	282,000	324,000	347,200	372,400	419,100
	4	169,600	220,000	250,100	291,700	335,200	358,900	386,000	434,000
	5	177,300	229,400	259,800	301,300	346,600	371,300	399,300	448,700
	6	185,100	238,800	269,300	310,800	357,900	383,700	412,600	463,300
	7	193,000	248,300	279,000	320,500	369,400	395,900	425,800	477,900
	8	201,500	257,800	288,700	330,100	381,200	408,300	438,900	492,500
	9	210,600	267,100	298,200	339,700	393,500	420,600	451,600	507,100
	10	220,000	276,600	307,600	349,200	405,400	432,700	464,000	521,600
	11	229,400	286,200	317,000	358,400	416,700	444,400	475,600	535,400
	12	238,800	295,700	326,500	367,900	427,800	455,500	487,000	543,700
	13	248,300	305,100	335,800	377,400	438,800	465,000	496,200	551,800
	14	257,700	314,300	345,200	385,800	448,400	473,300	502,900	558,500
	15	266,900	323,700	354,400	392,800	454,700	479,800	507,600	562,800
	16	276,100	332,900	363,600	399,500	459,100	484,500	511,800	567,100
	17	285,100	340,700	372,900	405,100	463,000	488,200	515,700	571,300
	18	293,900	346,400	380,100	410,200	466,400	491,800	519,600	575,500
	19	302,300	352,100	386,400	414,800	469,700	495,300	523,500	
	20	310,600	357,600	390,800	418,800	473,000	498,700	527,300	
	21	318,700	361,300	395,100	422,600	476,300	502,200		
	22	326,600	364,300	398,100	425,800	479,400			
	23	331,900	367,200	401,100	428,800				
	24	336,400	370,100	404,000	431,700				
	25	340,800	373,000	407,000	434,600				
	26	344,100	375,900	410,000	437,400				
	27	347,200	378,700	412,900	440,300				
	28	350,000	381,500	415,800					
	29	352,700	384,300	418,700					
	30	355,300		421,500					
	31	358,000		424,400					
	32	360,600		427,300					
	33			430,200					
	34			433,100					
	35			435,900					
再任用職員		213,800	228,300	242,600	269,600	311,400	342,800	388,200	436,700

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年12月1日から施行する。
(平成23年12月の期末手当の額の特例)
 - 2 平成23年12月に支給する期末手当の額は、川崎市職員の給与に関する条例第14条第2項、同条第3項及び第4項（これらの規定を川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）第15条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第14条第6項又は第19条第1項、第2項、第4項若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
- (1) 平成23年4月1日（同月2日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）までの間に職員（川崎市職員の給与に関する条例第18条に規定する職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの若しくは医療職給料表(1)の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.25を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給 料 表	職務の級	号 給
行政職給料表(1)	1 級	1号給から77号給まで
	2 級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から17号給まで
	4 級	1号給から9号給まで

行政職給料表(2)	1 級	1号給から77号給まで
	2 級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から20号給まで
	4 級	1号給から12号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1号給から72号給まで
	2 級	1号給から60号給まで
	3 級	1号給から17号給まで
	4 級	1号給から9号給まで
大学教育職給料表	1 級	1号給から48号給まで
	2 級	1号給から28号給まで
	3 級	1号給から17号給まで
高等学校教育職給料表	1 級	1号給から80号給まで
	2 級	1号給から57号給まで
	3 級	1号給から20号給まで
	4 級	1号給から5号給まで
消防職給料表	1 級	1号給から60号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から17号給まで
	4 級	1号給から9号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.25を乗じて得た額
- 3 平成23年4月1日から施行日までの間において川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の適用を受ける者であった者から引き続き新たに職員となった者に関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額の合計額」とあるのは、「川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の適用を受ける者との権衡を考慮して規則で定める額」とする。
- (人事委員会規則への委任)
- 4 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

規 則

平成22年12月における期末手当の支給の特例に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第66号

平成22年12月における期末手当の支給の特

例に関する規則を廃止する規則

平成22年12月における期末手当の支給の特例に関する規則（平成22年川崎市規則第88号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成23年12月における期末手当の支給の特例に関する規則をここに公布する。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第67号

平成23年12月における期末手当の支給の特例に関する規則

（減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額の算定基準となる日の特例）

第1条 川崎市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年川崎市条例第31号。以下「改正条例」という。）附則第2項第1号の規則で定める者は、平成23年4月1日から同年12月1日（同月に支給する期末手当について川崎市職員の給与に関する条例（昭和32年川崎市条例第29号。以下「給与条例」という。）第14条第1項後段の規定を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。）までの期間において、改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）から人事交流等により引き続いて次の各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き減額改定対象職員となった者であって、当該期間の全期間が職員（給与条例第18条に規定する職員を除く。以下同じ。）として在職した期間又は人事交流等により当該各号に掲げる者として勤務した期間であるものとする。

(1) 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者

(2) 国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員

2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める日は、平成23年4月2日（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該日を除く。）がある場合は当該日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち最も遅い日））から基準日までの期間における減額改定対象職員となった日のうち最も早い日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第

2項第1号の月数の算定）

第2条 改正条例附則第2項第1号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成23年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。）

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項又は川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）第1条の2の規定により休職にされていた期間（給料（川崎市立高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年川崎市条例第59号）第3条第1項に規定する教職調整額を含む。以下同じ。）の全額を支給されていた期間を除く。）

(3) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間

(4) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）

(5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する育児休業をしていた期間

(6) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間

(7) 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年川崎市条例第2号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間（市長が定める団体に派遣されていた期間を除く。）

(8) 地方公務員法第29条の規定により停職にされていた期間

(9) 川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和34年川崎市条例第30号。以下「勤務時間条例」という。）第11条の規定により病気休暇を受けた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）

(10) 川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）第24条又は勤務時間条例第12条の2第3項の規定により給与を減額された期間

(11) 給与条例第8条の規定により給与を減額された期間であって、次号に掲げる期間を除くもの

(12) 職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

(昭和26年川崎市条例第17号) 第2条第3号の規定により職務に専念する義務を免除されている期間であって、給与条例第8条の規定により給与を減額されているもの

(13) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第2項第1号の規則で定める月数は、平成23年4月から同年11月までの各月のうち次の各号のいずれかに該当する月の数とする。

(1) 前項第1号から第7号まで、第9号、第10号、第12号又は第13号に掲げる期間のある月

(2) 前項第8号又は第11号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.25を乗じて得た額に満たないもの

(改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない者)

第3条 改正条例附則第2項第2号の規則で定める者は、平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第1条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

(企業職員であった者から引き続き新たに減額改定対象職員となった者についての特例)

第4条 改正条例附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項の権衡を考慮して規則で定める額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の適用を受ける者（以下「企業職員」という。）に係る給与に関する規程の改正条例附則第2項第1号の規定に相当する規定に規定する同号に規定する合計額に相当する額に100分の0.25を乗じて得た額に、平成23年4月から改正条例の施行の日の属する月の前月までの月数から第2条第2項で定める月の数を減じた数を乗じて得た額

(2) 企業職員に係る給与に関する規程の改正条例附則第2項の規定に相当する規定に規定する同項に規定する調整額に相当する額

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、平成23年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

告 示

川崎市告示第681号

道路の区域の変更にに関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年11月16日から平成23年11月30日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 一般国道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	409号	川崎市中原区小杉御殿町1丁目979番3先 川崎市中原区小杉御殿町1丁目974番1先	11.00	36.16	
新	409号	川崎市中原区小杉御殿町1丁目979番3先 川崎市中原区小杉御殿町1丁目974番1先	15.44 ～ 18.05	36.16	

川崎市告示第682号

道路の区域の変更にに関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年11月16日から平成23年11月30日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 県 道

旧・新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	川崎府中	川崎市中原区小杉御殿町1丁目974番1先 川崎市中原区小杉御殿町1丁目979番3先	11.00	36.16	
新	川崎府中	川崎市中原区小杉御殿町1丁目974番1先 川崎市中原区小杉御殿町1丁目979番3先	15.44 ～ 18.05	36.16	

川崎市告示第683号

道路の区域の変更にに関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年11月16日から平成23年11月30日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 一般国道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	409号	川崎市中原区小杉御殿町2丁目86番1先 川崎市中原区小杉御殿町2丁目86番1先	8.50	25.41	
新	409号	川崎市中原区小杉御殿町2丁目86番1先 川崎市中原区小杉御殿町2丁目86番1先	13.44 ～ 13.76	25.41	

川崎市告示第684号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年11月16日から平成23年11月30日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 県道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
旧	川崎府中	川崎市中原区小杉御殿町2丁目86番1先 川崎市中原区小杉御殿町2丁目86番1先	8.50	25.41	
新	川崎府中	川崎市中原区小杉御殿町2丁目86番1先 川崎市中原区小杉御殿町2丁目86番1先	13.44 ～ 13.76	25.41	

川崎市告示第685号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第26条により規定する平成23年度の補助基準額を次のとおり告示します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿部孝夫

事項区分	実施場所	基準単価
間接撮影 (100ミリミラーカメラ)	保健所	118円
間接撮影 (100ミリミラーカメラ)	医療機関	497円
直接撮影	保健所	131円
直接撮影	医療機関	1,695円

川崎市告示第686号

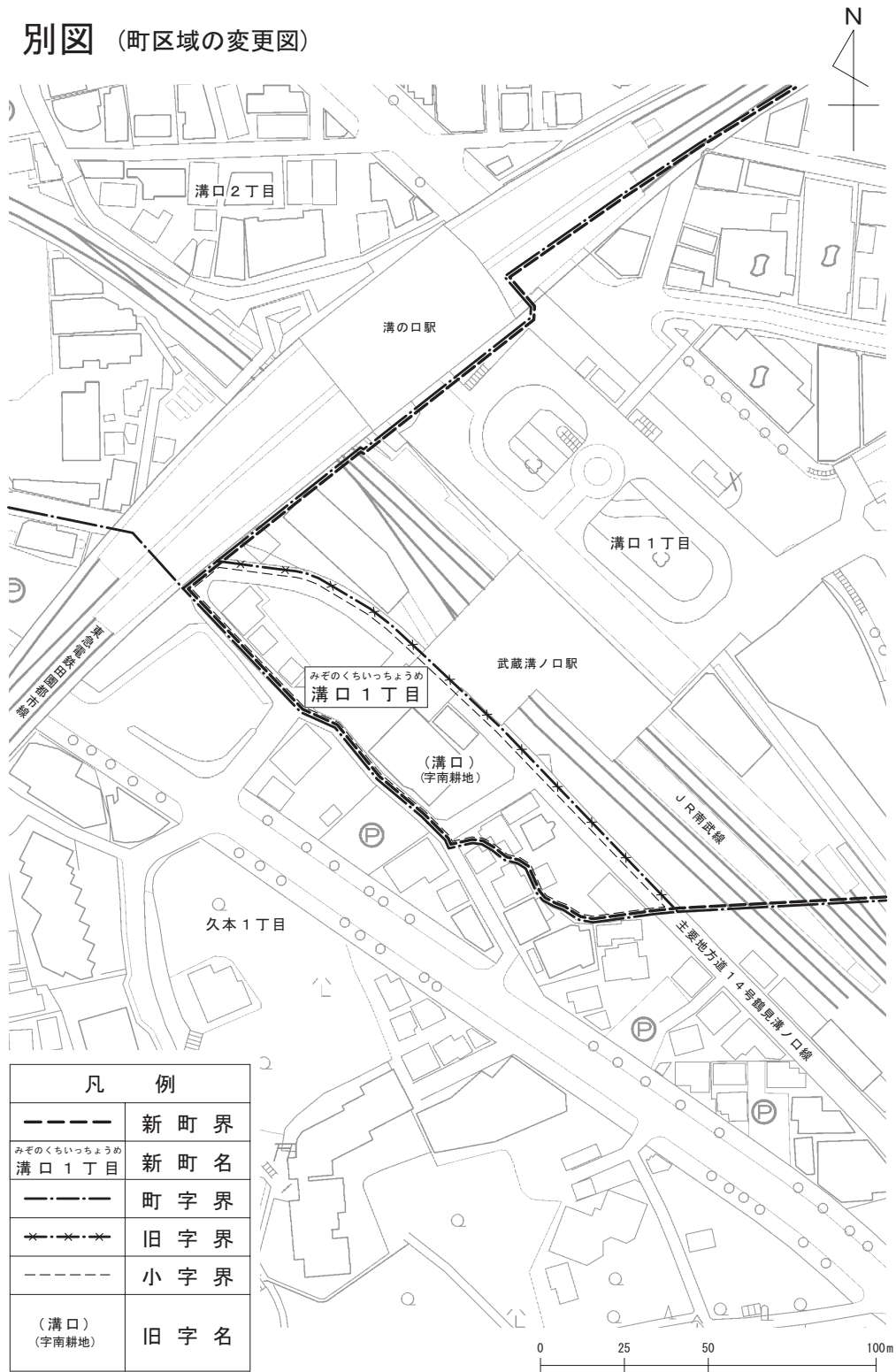
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）に基づき住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による町区域の変更案を法第5条の2第1項の規定により別図のとおり告示します。

なお、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条の定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成23年11月18日

川崎市長 阿部孝夫

別図 (町区域の変更図)



町区域の変更調書

町区域の変更

町 名	左に含まれる現在の区域
みぞのくちいちようめ 溝口1丁目	みぞのくちあざみなみこうち 溝口字南耕地

川崎市告示第687号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号。以下「法」という。）に基づき住居表示を実施するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定による町区域の設定及び字区域の変更案を法第5条の2第1項の規定により別図のとおり告示します。

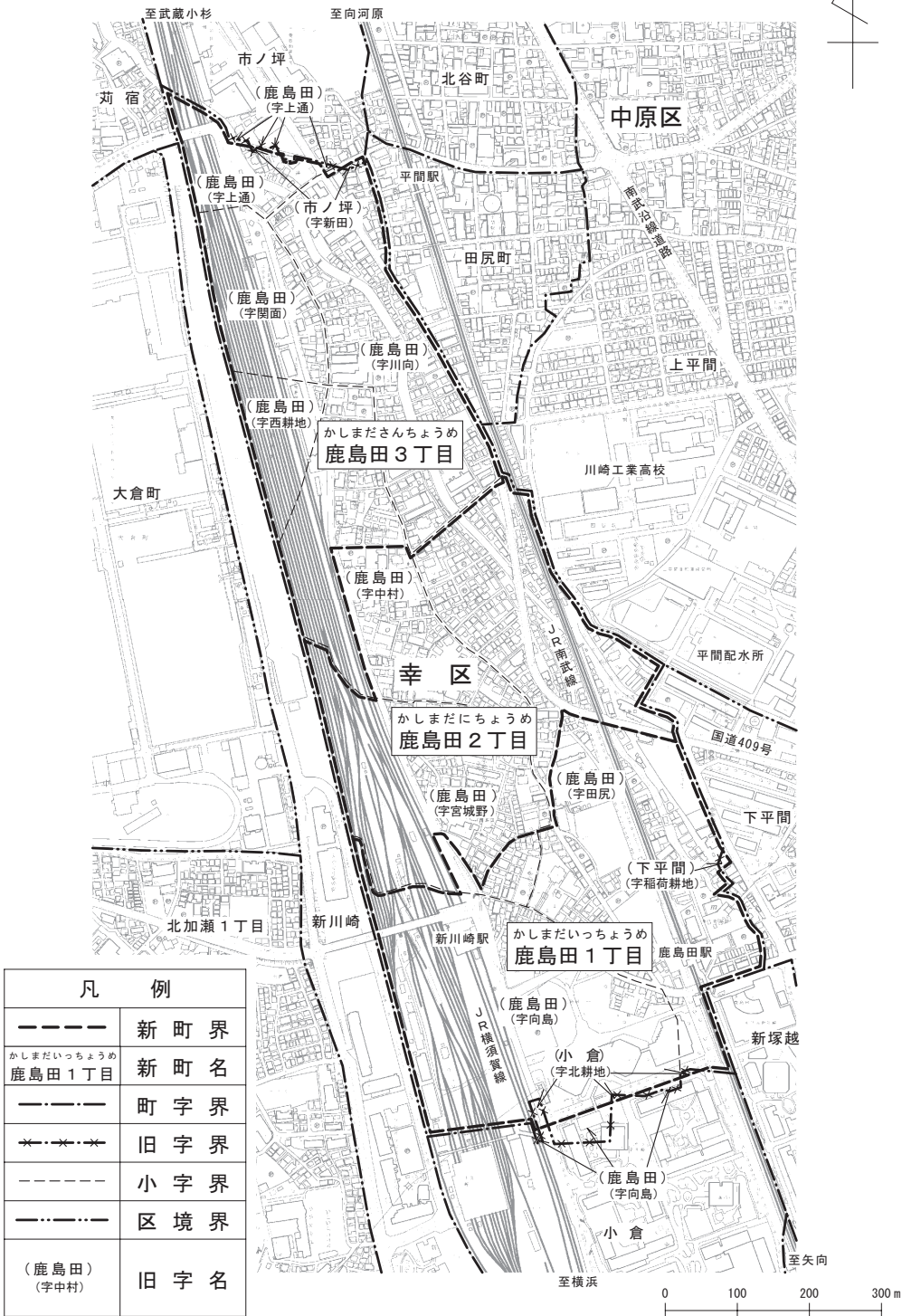
なお、この案に係る町又は字の区域内に住所を有する者で本市の議会の議員及び長の選挙権を有するものは、

この案に異議があるときは、住居表示に関する法律施行令（昭和42年政令第246号）第1条の定めるところにより、告示の日から30日を経過する日までに、その50人以上の連署をもって、理由を附して、この案に対する変更の請求をすることができます。

平成23年11月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

別図（町区域の設定及び字区域の変更図）



町区域の設定及び字区域の変更調書

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物

1 町区域の設定

新町名	左に含まれる現在の区域
さいわいくかしまだいちちょうめ 幸区鹿島田1丁目	幸区鹿島田字向島の一部 幸区鹿島田字宮城野の一部 幸区鹿島田字田尻の一部 幸区下平間字稲荷耕地の一部 幸区小倉字北耕地の一部
さいわいくかしまだにちょうめ 幸区鹿島田2丁目	幸区鹿島田字中村の一部 幸区鹿島田字田尻の一部 幸区鹿島田字宮城野の一部
さいわいくかしまださんちょうめ 幸区鹿島田3丁目	幸区鹿島田字川向 幸区鹿島田字関面 幸区鹿島田字西耕地 幸区鹿島田字上通の一部 幸区鹿島田字中村の一部 中原区市ノ坪字新田の一部

2 字区域の変更

字 名	左に含まれる現在の区域
さいわいくおぐらあざきたこうち 幸区小倉字北耕地	幸区鹿島田字向島の一部
なかはらくいちのつぼあざしんでん 中原区市ノ坪字新田	幸区鹿島田字上通の一部

川崎市告示第688号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の一部解除について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除する。

平成23年11月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 指定を解除する区域

平成23年川崎市告示第89号により指定した区域（川崎市幸区南幸町3丁目149-2、149-3、149-4の一部）の一部（別図のとおり）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

3 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称



川崎市告示第689号

平成23年第5回川崎市議会定例会を次のとおり招集します。

平成23年11月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 日 時 平成23年11月28日（月曜日） 午前10時
2 場 所 川崎市役所内市議会議場

川崎市告示第690号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年11月21日から平成23年12月5日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

旧・新 別	路 線 名	区 間	敷地の 幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
旧	下 作 延 第94号線	川崎市高津区下作延2 丁目378番60先 ----- 川崎市高津区下作延2 丁目378番60先	2.12	65.56	
新	下 作 延 第94号線	川崎市高津区下作延2 丁目378番1先 ----- 川崎市高津区下作延2 丁目378番1先	2.91 ～ 2.94	65.56	関係図 面のと おり

川崎市告示第691号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月21日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年11月21日から平成23年12月5日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

道路の種類 市 道

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	備 考
下 作 延 第94号線	川崎市高津区下作延2丁目378番1先 ----- 川崎市高津区下作延2丁目378番1先	関係図 面のと おり

川崎市告示第692号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川

崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成23年11月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置
別紙のとおり
- 保管期間
当該告示をした日から起算して1箇月間
- 引取りの方法
 - 引取りの場所
別紙表記載の保管場所
 - 引取りのできる日時
火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで
ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- 引取りに要する費用
自転車 2,500円
原動機付自転車 5,000円
自動二輪車 10,000円
- 持参するもの
自転車等の鍵
印鑑
住所等身分を証明するもの
- その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（別紙省略）

川崎市告示第693号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出

区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除する。

平成23年11月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 指定を解除する区域
平成22年川崎市告示第73号により指定した区域
（川崎市中原区市ノ坪386-5の一部）
- 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物

質の名称

ふっ素及びその化合物

川崎市告示第694号

川崎市自転車等の放置防止に関する条例（昭和62年川崎市条例第4号。以下「条例」という。）第10条第2項、第11条第2項及び第3項並びに第17条第2項の規定に基づき自転車等を撤去し、保管しましたので、条例第12条第1項（第17条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示します。

平成23年11月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 撤去年月日、撤去場所、撤去自転車等並びに保管場所の名称及び位置

別紙のとおり

- 2 保管期間

当該告示をした日から起算して1箇月間

- 3 引取りの方法

- (1) 引取りの場所

別紙表記載の保管場所

- (2) 引取りのできる日時

火曜日から日曜日までの間の午前11時から午後7時まで

ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (3) 引取りに要する費用

自転車 2,500円

原動機付自転車 5,000円

自動二輪車 10,000円

- (4) 持参するもの

自転車等の鍵

印鑑

住所等身分を証明するもの

- 4 その他

この告示に関する撤去自転車等で上記の保管期間を経過するまでの間に利用者又は所有者の引き取りのないものについては、条例第14条に基づき売却その他の処理をします。

（別紙省略）

川崎市告示第695号

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年川崎市条例第4号）第6条の規定に基づき、次のとおり人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を公表しましたので、同条例第7条の規定に基づき告示します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

（別添略）

川崎市告示第696号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画公園（5・5・101号 富士見公園）

- 2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分

なし

- (2) 削除する部分

なし

- (3) 変更する部分

川崎市 川崎区 富士見1丁目及び2丁目地内

- 3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第697号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 都市計画の種類及び名称

川崎都市計画用途地域（富士見周辺地区）

- 2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 追加する部分

なし

- (2) 削除する部分

なし

- (3) 変更する部分

川崎市 川崎区 富士見1丁目、2丁目、榎町及び宮前町地内

- 3 縦覧場所

川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第698号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、

都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画高度地区（富士見周辺地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 川崎区 富士見1丁目、2丁目、榎町及び宮前町地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第699号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画防火地域及び準防火地域（富士見周辺地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 追加する部分
なし
 - (2) 削除する部分
なし
 - (3) 変更する部分
川崎市 川崎区 富士見1丁目、2丁目、榎町及び宮前町地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第700号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画特別緑地保全地区（王禅寺西特別緑地保全地区ほか2地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 王禅寺西特別緑地保全地区
 - ア 追加する部分
川崎市 麻生区 王禅寺西6丁目地内
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
なし
 - (2) 王禅寺日吉の辻特別緑地保全地区
 - ア 追加する部分
川崎市 麻生区 王禅寺字日吉谷地内
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
なし
 - (3) 岡上丸山特別緑地保全地区
 - ア 追加する部分
川崎市 麻生区 岡上字丸山地内
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分
なし
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第701号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画特別緑地保全地区（生田寒谷特別緑地保全地区ほか1地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
 - (1) 生田寒谷特別緑地保全地区
 - ア 追加する部分
なし
 - イ 削除する部分
なし
 - ウ 変更する部分

- 川崎市 多摩区 生田5丁目地内
- (2) 多摩美特別緑地保全地区
- ア 追加する部分
なし
- イ 削除する部分
なし
- ウ 変更する部分
川崎市 麻生区 多摩美2丁目地内
- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第702号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、この都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 都市計画の種類及び名称
川崎都市計画生産緑地地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
- (1) 追加する部分
なし
- (2) 削除する部分
川崎市 宮前区 神木本町5丁目地内
- (3) 変更する部分
川崎市 幸区 南加瀬5丁目地内
中原区 井田2丁目及び上小田中1丁目地内
高津区 坂戸1丁目、新作2丁目、下作延4丁目、末長、野川及び久末地内
宮前区 有馬1丁目、犬蔵1丁目、梶ヶ谷、潮見台、平3丁目、土橋4丁目、野川、初山1丁目、初山2丁目、東有馬5丁目及び宮崎2丁目地内
多摩区 生田1丁目、菅稲田堤1丁目、菅稲田堤3丁目、菅北浦1丁目、堰1丁目、堰2丁目、中野島1丁目、中野島4丁目、枅形4丁目、南生田2丁目、南生田4丁目及び南生田5丁目地内
麻生区 片平4丁目、金程2丁目、上麻生4丁目、上麻生6丁目、栗木台2丁目、黒川、下麻生2丁目、

高石3丁目、千代ヶ丘7丁目、千代ヶ丘8丁目、東百合丘1丁目、東百合丘2丁目、東百合丘3丁目、向原1丁目及び向原3丁目地内

- 3 縦覧場所
川崎市まちづくり局計画部都市計画課

川崎市告示第703号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出
区域の指定の一部解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域の指定を解除する。

平成23年11月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 指定を解除する区域
平成23年川崎市告示第89号により指定した区域の一部（川崎市幸区南幸町3丁目149-3の一部）（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の名称
鉛及びその化合物



別図 汚染土壌の除去位置図

川崎市告示第704号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により介護機関の指定及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の介護機関の指定を行いましたので、同法第55条の2第1号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成23年11月30日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第705号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の変更及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の変更を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成23年11月30日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により指定介護機関の廃止及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において生活保護法の規定の例によるとされている介護支援給付の指定介護機関の廃止を行いましたので、同法第55条の2第2号の規定に基づき別表のとおり告示します。（別表省略）

平成23年11月30日

川崎市長 阿部孝夫

川崎市告示第707号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年11月30日から平成23年12月14日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
------	-----	----	--------------	-----------	----

旧	菅生 第658号線	川崎市宮前区初山1丁目401番11先	1.82	9.22	
		川崎市宮前区初山1丁目401番9先			
新	菅生 第658号線	川崎市宮前区初山1丁目401番10先	2.50 ～ 4.00	9.22	関係図面 のとおり
		川崎市宮前区初山1丁目401番7先			
旧	菅生 第659号線	川崎市宮前区初山1丁目401番9先	2.42	3.29	
		川崎市宮前区初山1丁目398番14先			
新	菅生 第659号線	川崎市宮前区初山1丁目401番7先	2.50 ～ 3.23	3.29	関係図面 のとおり
		川崎市宮前区初山1丁目398番5先			

川崎市告示第708号

道路供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月30日から開始します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年11月30日から平成23年12月14日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

路線名	区間	備考
菅生 第658号線	川崎市宮前区初山1丁目401番10先	関係図面 のとおり
	川崎市宮前区初山1丁目401番7先	
菅生 第659号線	川崎市宮前区初山1丁目401番7先	関係図面 のとおり
	川崎市宮前区初山1丁目398番5先	

川崎市告示第709号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更します。

その関係図面は、建設緑政局道路管理部管理課において、平成23年11月30日から平成23年12月14日まで一般の縦覧に供します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿部孝夫

道路の種類 市道

旧・新別	路線名	区間	敷地の幅員 (m)	延長 (m)	備考
------	-----	----	--------------	-----------	----

旧	登戸 第338号線	川崎市多摩区登戸2736 番6先 川崎市多摩区登戸2745 番6先	4.00	8.74	
新	登戸 第338号線	川崎市多摩区登戸2736 番6先 川崎市多摩区登戸2745 番6先	4.00	8.74	関係 図面 のと おり

公

告

川崎市公告第537号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名	高津休日急患診療所空気調和その他設備改修工事
	履 行 場 所	川崎市高津区溝口5丁目15番5号
	履 行 期 限	平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。	
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100	
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	こすぎごてんみどり歩道橋補修工事
	履 行 場 所	川崎市中原区小杉御殿町1丁目950番地先
	履 行 期 限	平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。	

	(7) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「塗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2100
入札日時等	平成23年12月9日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名 平間小学校ほか3校トイレ改修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上平間1480番地ほか2か所
	履 行 期 限 平成24年3月22日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2100
入札日時等	平成23年12月19日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名 田島小学校ほか2校トイレ改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区渡田1丁目20番1号ほか2か所
	履 行 期 限 平成24年3月22日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。

	(5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名 中原区役所ほか1か所改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉町3丁目245番地ほか1か所
	履 行 期 限 平成24年5月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A、B又はC」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回ると思われる参加申込者は主任技術者（業種「建築」）でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩市民館ほか3か所つり天井補強工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸1775番地1ほか3か所
	履 行 期 限 平成24年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A又はB」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月9日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎中学校ほか2校トイレ改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区下並木50番地ほか2か所
	履 行 期 限 平成24年3月22日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「建築」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月7日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に 付する事項	件 名 有馬中学校ほか1校トイレ改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区有馬7丁目7番1号ほか1か所
	履 行 期 限 平成24年3月22日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月19日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に 付する事項	件 名 道路照明設置その8工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区東生田3丁目4番地先他3箇所
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」種目「照明灯設備」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100

入札日時等	平成23年12月14日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件10)

競争入札に 付する事項	件 名 高津区役所ほか1か所改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区下作延2丁目8番1号ほか1か所
	履 行 期 限 平成24年6月29日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A又はB」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件11)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎総合科学高等学校ほか7か所つり天井補強工事
	履 行 場 所 川崎市幸区小向仲野町5番1号ほか7か所
	履 行 期 限 平成24年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A又はB」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。

	(9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月9日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 幸市民館受水槽その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区戸手本町1丁目11番2号
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（指定）」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件13)

競争入札に付する事項	件 名 宮前区役所受水槽その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。

	(5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（指定）」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (10) 石綿作業主任者として選任可能な技術者を専任で配置できること。 (11) 特別管理産業廃棄物管理責任者を配置できること。 (12) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件14)

競争入札に付する事項	件 名 中央卸売市場北部市場消防設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区水沢1丁目1番1号
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「消防」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 消防施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「消防施設」）を配置できること。 (10) 消防設備士免状（甲種1類、2類及び4類）の交付を受けた技術者を配置できること。 ただし、主任技術者（業種「消防施設」）との兼任を可とする。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件15)

競争入札に 付する事項	件 名 総合科学高等学校工作機械用電源設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区小向仲野町5番1号
	履 行 期 限 平成24年3月26日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件16)

競争入札に 付する事項	件 名 野川小学校ほか1校トイレ改修工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区野川1269番地ほか1か所
	履 行 期 限 平成24年3月22日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件17)

競争入札に 付する事項	件 名 王禅寺中央小学校・中学校屋外附帯衛生その他設備工事
	履 行 場 所 川崎市麻生区王禅寺東4丁目14番1号
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（指定）」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「管」）を専任で配置できること。 (10) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事業業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月7日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件18)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩区役所ほか1か所改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸1775番地1ほか1か所
	履 行 期 限 平成24年5月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A、B又はC」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回るとされる参加申込者は一般建設業の許可でも可とします。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 監理技術者資格者証（業種「建築」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

	ただし、受注後の下請金額が4,500万円を下回るとされる参加申込者は主任技術者（業種「建築」）でも可とします。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件19)

競争入札に付する事項	件 名 国際交流センターほか6か所つり天井補強工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月祇園町2番2号ほか6か所
	履 行 期 限 平成24年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A又はB」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月9日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件20)

競争入札に付する事項	件 名 川崎市平和館空気調和その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月住吉町33番1号
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「空気調和設備」ランク「C」で登録されている者

	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「管」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第538号

道路の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第2号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿部孝夫

築造主 住所・氏名	小田急電鉄株式会社 代表取締役 山木 利満 東京都渋谷区代々木二丁目28番12号		
廃止道路の 地名・地番	川崎市麻生区白鳥三丁目9番109の全部 別図省略		
幅員	4.50メートル	延長	5.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1906号		廃止 年月日	平成23年 11月16日

川崎市公告第539号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿部孝夫

- 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市麻生区はるひ野5丁目16番1
ほか1筆
3,395平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 15階

独立行政法人 都市再生機構 首都圏ニュータウン本部 本部長 川村 祐一

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅(16戸)

計画戸数:16戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成22年12月20日

22川ま情第1995号

平成23年8月16日

23川ま情第1212号(変更)

川崎市公告第540号

道路の廃止について

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路を次のとおり廃止します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿部孝夫

築造主 住所・氏名	深瀬 トキ子 藤沢市湘南台7丁目32番地の2 C O C O湘南台2~D		
廃止道路の 地名・地番	川崎市幸区柳町8番1の一部、13番1の一部 別図省略		
幅員	4.00メートル	延長	41.58メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1907号		廃止 年月日	平成23年 11月16日

川崎市公告第541号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年11月16日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	川崎市中原区小杉町1丁目403番地 サンケンハウジング株式会社 代表取締役 山本 正巳
道路位置の 地名・地番	川崎市宮前区野川字中耕地1420-8の一 部 別図省略

幅 員	4.00メートル	延 長	5.00メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1553号		指 定 年月日	平成23年 11月16日

川崎市公告第542号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年11月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 千鳥町再整備（用地分割）測量委託
	履 行 場 所 川崎市川崎区千鳥町地内
	履 行 期 限 平成24年3月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成23年12月15日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 多摩区内主要地方道川崎府中交差点改良（稲生橋交差点）修正設計委託
	履 行 場 所 川崎市多摩区宿河原2丁目45番地先
	履 行 期 限 平成24年3月30日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成23年12月15日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 (仮称) 扇町ポンプ場詳細設計業務委託
	履 行 場 所 川崎市川崎区扇町12番地先
	履 行 期 限 平成24年3月31日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「下水道部門」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成23年12月15日 14時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 平成23年度都市計画道路宮内新横浜線建物調査等委託その7
	履 行 場 所 川崎市中原区宮内一丁目1253番4外
	履 行 期 限 平成24年2月29日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「補償コンサルタント」種目「補償関連部門」で登録されている者
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成23年12月13日 14時30分 (川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 スポーツ・文化複合施設建設予定地確定測量業務委託
	履 行 場 所 川崎市川崎区富士見1丁目1番4他
	履 行 期 限 平成24年3月31日 限り

参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成23年12月15日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区内都市計画道路世田谷町田線土質調査委託
	履 行 場 所 川崎市麻生区古沢地内他1箇所
	履 行 期 限 平成24年3月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社又は事業所を有すること。 (4) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「地質調査」種目「陸上ボーリング」で登録されている者
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成23年12月15日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 麻生区内都市計画道路世田谷町田線構造物詳細設計委託
	履 行 場 所 川崎市麻生区片平1丁目地内他1箇所
	履 行 期 限 平成24年3月15日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「建設コンサルタント」種目「道路部門」で登録されている者
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2097
入札日時等	平成23年12月20日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免

契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 8)

競争入札に 付する事項	件 名 公共基準点補正測量委託
	履 行 場 所 川崎市内全域
	履 行 期 限 平成24年 3 月30日 限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 川崎市内に本社を有すること。 (4) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿に業種「測量」種目「測量一般」で登録されている者 (5) 主任技術者及び委託業務代理人は、測量士の資格取得後、基準点測量に関し 3 年以上の実務経験を有する者、又は地理空間情報専門技術（測量専門技術）基準点測量（2 級以上）認定者を配置しなければならない（主任技術者と委託業務代理人の兼務は可能）。 (6) その他の技術者として、測量士又は測量士補の資格取得後、基準点測量に関し 1 年以上の実務経験を有する者を 3 名配置しなければならない。 ただし、(5)、(6)に記載する「基準点測量」とは基本測量（高度地域基準点測量、国土調査に伴う基準点（四等三角点設置）測量、基準点改測、三角点改測、高度基準点測量、地域基準点測量）及び公共測量（1 級基準点測量、街区基準点（街区三角点）測量、2 級基準点測量）を対象とする。（用地測量、路線測量、現地測量、街区点測量等に含まれる基準点測量は対象外とする。）
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課契約管理係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地） 電話番号 044－200－2097
入札日時等	平成23年12月15日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件 9)

競争入札に 付する事項	件 名 エアーテント（二式）
	履 行 場 所 消防局警防部警防課（川崎市川崎区南町20－ 7 ）
	履 行 期 限 平成24年 3 月23日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」に登載されており、かつ、A または B の等級に格付けされていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) この購入（製造）物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。 (6) 過去10年以内に、消防・防災用品について契約実績があること。 なお、契約実績については、1 契約につき、1,000,000円以上とします。

契約条項を 示す場所等	川崎市財政局管財部契約課物品契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2091
入札日時等	平成23年12月14日 11時00分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第543号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年11月18日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 工事を完了した開発区域の名称及び面積
川崎市宮前区東有馬2丁目2979番1
717平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市中区不老町2丁目11番地10
株式会社ライフサービス

代表取締役 永作 淳始

- 3 予定建築物の用途
一戸建ての住宅

計画戸数：5戸

- 4 開発許可年月日及び許可番号
平成23年8月1日
川崎市指令ま情報開発（イ）第47号

川崎市公告第544号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年11月21日

川崎市長 阿 部 孝 夫

（案件1）

競争入札に 付する事項	件 名 東扇島中継ヤード造成工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区東扇島82番地先
	履 行 期 限 平成24年3月31日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されていること。 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成23年12月9日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 有馬川護岸補修（宮前）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区野川4150番地先
	履 行 期 限 平成24年 3 月30日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成23年12月 9 日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 中瀬公園整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区中瀬3丁目5－2
	履 行 期 限 平成24年 3 月15日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 業種「造園」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。（主観評価項目制度採用） (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210－8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044－200－2099
入札日時等	平成23年12月 9 日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 四谷上町公園ほか公園遊具整備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区四谷上町23-8ほか
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月9日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 前田橋他5橋橋梁補修(高欄)工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区神木本町2丁目16-6番地先他5箇所
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評価値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月9日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)

入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 市道菅稲田堤2号線歩道設置 (改築) 工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区菅稲田堤1丁目17番地先
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2098
入札日時等	平成23年12月9日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に 付する事項	件 名 高津区内主要地方道鶴見溝ノ口歩道設置 (改築) 工事
	履 行 場 所 川崎市高津区千年624番地先
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月9日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 市道久末鷺沼線歩道設置（改築）工事
	履 行 場 所 川崎市宮前区土橋3丁目4番地先他1箇所
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月9日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名 市道桜本10号線道路補修（L型側溝）工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区桜本1丁目9番地先他1箇所
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格 者	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

	(7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月9日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 上小田中西公園改修工事
	履 行 場 所 川崎市中原区上小田中3丁目29-19
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 業種「造園」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。（主観評価項目制度採用） (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2098
入札日時等	平成23年12月9日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件11)

競争入札に付する事項	件 名 鋼管通地区市道浜町1号線歩道設置（拡幅）工事 鋼管通地区市道浜町1号線歩道設置（拡幅）付帯工事（合併入札）
	履 行 場 所 川崎市川崎区浜町1丁目1番地先
	履 行 期 限 平成24年3月30日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

参 加 資 格	(4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者 (6) 業種「土木」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。(主観評価項目制度採用) (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月9日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件12)

競争入札に付する事項	件 名 生田緑地あじさい山周辺広場ほか公園施設改修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区枳形7丁目地内
	履 行 期 限 平成24年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2098
入札日時等	成23年12月12日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件13)

競争入札に 付する事項	件 名 麻生川整備工事 麻生川整備（付帯）工事（合併入札）
	履 行 場 所 川崎市麻生区片平2丁目30番地先
	履 行 期 限 平成24年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「土木」）を専任で配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2098
入札日時等	平成23年12月12日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件14)

競争入札に 付する事項	件 名 高津区内主要地方道鶴見溝ノ口舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所 川崎市高津区久本1丁目5番地先他1箇所
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月12日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要

入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件15)

競争入札に 付する事項	市道南幸町22号線歩道設置工事 件 名 市道南幸町22号線歩道設置付帯工事 市道南幸町22号線道路補修（打換）工事（合併入札）
	履 行 場 所 川崎市幸区南幸町3丁目150番地先
	履 行 期 限 平成24年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を専任で配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月12日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件16)

競争入札に 付する事項	一般国道132号環境対策（低騒音）工事 件 名 一般国道132号環境対策（低騒音）付帯工事（合併入札）
	履 行 場 所 川崎市川崎区台町8番地先他1箇所
	履 行 期 限 平成24年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「A」で登録されている者 (5) 舗装工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (6) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (7) 監理技術者資格者証（業種「舗装」）の交付を受けた技術者を専任で配置できること。 (8) 遮水型排水性舗装工事の完工実績（元請に限る。）を平成9年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月21日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件17)

競争入札に付する事項	件 名	宿河原本村公園複合遊具改修工事 宿河原本村公園複合遊具改修附帯工事（合併入札）
	履 行 場 所	川崎市多摩区宿河原2丁目44
	履 行 期 限	平成24年3月23日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 業種「造園」における過去3年間の本市工事成績評点の平均点が入札参加申込時点において65点以上であること。なお、工事成績評点がない場合は0点とする。（主観評価項目制度採用） (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「造園」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成23年12月12日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件18)

競争入札に付する事項	件 名	市道旭町16号線歩道設置（拡幅）工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区旭町1丁目13番地先
	履 行 期 限	平成24年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「土木」ランク「C」で登録されている者	

	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「土木」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月12日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第545号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年11月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
川崎駅前共同第一ビル
川崎市川崎区駅前本町7番地7 その他20筆
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
三菱UFJ信託銀行株式会社
代表取締役 岡内 欣也
東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
大西 一郎 川崎市川崎区駅前本町7番地5
木下 紋子 川崎市川崎区駅前本町7番地4
- 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(変更前)

名称	代表者氏名	住所
テスコジャパン(株)	代表取締役 マイケル・フレミング	東京都中央区築地6丁目19番20号 ニチレイ東銀座ビル11階
(株)大戸水産	代表取締役 大戸 清二	東京都大田区西蒲田7丁目68-1 サンカマタ駅ビル地下
(株)嵯峨御堂	代表取締役 長谷川 晃生	相模原市中央区中央4-3-17

(有)華星	代表取締役 魏 華星	横浜市港北区篠原町1362-8
(株)サム&カンパニー	代表取締役 川崎 貴文	埼玉県川口市芝4丁目2番10号

他計28者

(変更後)

名称	代表者氏名	住所	変更日
テスコジャパン(株)	代表取締役 ウィリアム・パトリック・オニール	東京都中央区築地6丁目19番20号 ニチレイ東銀座ビル11階	平成23年4月30日
(株)大戸水産	代表取締役 大戸 清二	千葉県浦安市富士見2丁目8番7号	平成23年5月18日
(有)華星	代表取締役 魏 華星	横浜市港北区綱島台3-24	平成23年9月15日

他計26者

- 変更の年月日
平成23年4月30日 他
- 変更する理由
大規模小売店舗において小売業を行うものに変更があったため。
- 届出の年月日
平成23年10月31日
- 届出及び添付書類の縦覧場所
川崎市役所本庁舎4階
- 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯
平成23年11月22日から平成24年3月22日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日、12月30日及び1月3日を除く。
- 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公

告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

平成24年3月22日

川崎市経済労働局産業振興部商業観光課

川崎市公告第546号

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の変更の届出がなされたので、同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年11月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コジマNEW梶ヶ谷店

川崎市高津区梶ヶ谷二丁目2番3号 他

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

澁澤倉庫株式会社

東京都江東区永代二丁目37番25号

代表取締役 笠原伸次

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の住所並びに代表者の氏名

(変更前) 澁澤倉庫株式会社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

代表取締役 犬塚静衛

(変更後) 澁澤倉庫株式会社

東京都江東区永代二丁目37番25号

代表取締役 笠原伸次

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社コジマ

代表取締役 小島章利

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

(変更後) 株式会社コジマ

代表取締役 寺崎悦男

栃木県宇都宮市星が丘二丁目1番8号

4 変更の年月日

3(1)代表取締役 平成23年6月29日、住所 平成21年8月24日

3(2)平成22年2月16日

5 変更する理由

(1) 建物設置者である澁澤倉庫株式会社の代表取締役及び住所の変更があったため。

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者

の変更があったため。

6 届出の年月日

平成23年10月28日

7 届出及び添付書類の縦覧場所

川崎市役所本庁舎4階

8 届出及び添付書類の縦覧期間及び時間帯

平成23年11月22日から平成24年3月22日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日、12月30日及び1月3日を除く。

9 法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から4月以内に、川崎市に対し意見書の提出により、これを述べることができます。

10 意見書の提出期限及び提出先

平成24年3月22日

川崎市経済労働局産業振興部商業観光課

川崎市公告第547号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成23年11月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 工事を完了した開発区域の名称及び面積

川崎市宮前区有馬一丁目1番16

924平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

横浜市神奈川区栄町5番地1

三井不動産レジデンシャル株式会社

執行役員 横浜支店長 高松 茂

3 予定建築物の用途

一戸建ての住宅

計画戸数：8戸

4 開発許可年月日及び許可番号

平成23年8月26日

川崎市指令ま情開発（イ）第64号

川崎市公告第548号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年11月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 市道小杉菅線防護柵設置工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区登戸新町409番地先他3箇所
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「とび・土工」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 第2庁舎非常用自家発電設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区砂子1丁目9番3号
	履 行 期 限 平成24年3月26日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を専任で配置できること。 ただし、請負金額が2,500万円未満の工事は兼任も可
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
-------	--

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 平和館太陽光発電設備設置その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区木月住吉町33番1号
	履 行 期 限 平成24年3月26日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件4)

競争入札に 付する事項	件 名 北見方歩道橋塗替補修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区諏訪2丁目14番地先
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100

入札日時等	平成23年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に 付する事項	件 名 川中島小学校給水その他設備改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区川中島2丁目4番19号
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「空調・衛生」種目「給排水衛生設備（指定）」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 管工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「管」）を配置できること。 (11) 「川崎市上下水道局指定給水装置工事事業者」かつ「川崎市排水設備指定工事店」であること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件6)

競争入札に 付する事項	件 名 西丸子小学校わくわくプラザ室新築その他工事
	履 行 場 所 川崎市中原区小杉陣屋町2丁目1239番1他
	履 行 期 限 平成24年3月31日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A又はB」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。

	(7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名 鹿島田駅自転車等第1駐車場改良工事
	履 行 場 所 川崎市幸区鹿島田1128番地先
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「とび・土工」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「とび・土工」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名 越路歩道橋補修工事
	履 行 場 所 川崎市幸区南加瀬2丁目7番地先
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「鋼構造物」で登録されている者

	(6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 鋼構造物工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「鋼構造物」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名 旭町小学校校舎外壁改修工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区旭町2丁目2番1号
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「塗装」種目「塗装」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 塗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「塗装」)を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月14日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名 日本民家園旧工藤家住宅屋根補修工事
	履 行 場 所 川崎市多摩区枳形7丁目1番1号
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。

参 加 資 格	(4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「A、B又はC」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「建築」）を配置できること。 (10) 国指定重要文化財の建築物の補修工事の完工実績（元請に限る。）を平成9年4月1日以降に有すること。 ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成23年12月16日 14時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第549号

大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定に基づき、意見書の提出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成23年11月24日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ライフ子母口店

川崎市高津区子母口字旭田284番地

2 提出された意見の概要

(1) 交通に関する事項

子母口住宅入口交差点の渋滞予想調査について、休日の調査時間帯が13時に行われ、調査結果が法令より下回っていると発表されたが、休日は午後4時前後の調査が必要と考える。

(2) 騒音に関する事項

隣接する住宅の敷地内では夜間騒音が基準より超えており、2mも離れていない所では夜間騒音の基準が超えないとのことだが、そのような少しの距離でよいのか。騒音の測定を、1番低い所と1番高い所で測定しているが、実際就寝する高さで測定すべきではないか。

(3) 匂いの問題

建物の南側に厨房を設置するとのことだが、惣菜

等を調理する際に出る匂いが近隣住民に届くのではないか。もし匂いが出た場合は環境局で対応いただけるのか。

(4) 閉店時間

閉店時間が午前1時で夜中の時間であることが不服である。

3 提出された意見書の縦覧場所

川崎市役所本庁舎及び高津区役所

4 提出された意見書の縦覧期間及び時間帯

平成23年11月24日から平成23年12月24日までの午前8時30分から午後5時00分まで。ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。

川崎市公告第550号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年11月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 消防団用携帯型MC A無線機の調達
	履 行 場 所 消防局の指定する場所（仕様書のとおり）
	履 行 期 限 平成24年2月29日
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 入札期日において、平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「家電・通信機器」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。 (4) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し、確実に納入できること。 (5) この購入物品について、過去10年以内に類似の契約実績があること。 なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。 (6) この購入物品の納入後、修理等のアフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。 (7) 本市の求めにより、職員の立会いのもとに検査に応じられること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課物品契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2093
入札日時等	平成23年12月26日 11時00分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	要
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第551号

道路位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年11月25日

川崎市長 阿 部 孝 夫

築 造 主 住所・氏名	横浜市西区楠町10番地1 株式会社 ベンハウス 代表取締役 荻間 勉
道路位置の 地名・地番	川崎市中原区小杉御殿町二丁目 83番3の一部、86番5の一部

86番1の一部

別図省略

幅 員	4.50メートル	延 長	15.05メートル
	以下余白		以下余白
川崎市指令ま情指導 第1554号		指 定 年月日	平成23年 11月25日

川崎市公告第552号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年11月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 市道幸6号線舗装道補修（切削）工事
	履 行 場 所 川崎市幸区南幸町1丁目40番地先他1箇所
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

参 加 資 格	(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月15日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	市道川崎駅東扇島線舗装道補修（歩道透水性）工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区千鳥町3番地先他1箇所
	履 行 期 限	平成24年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「舗装」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 舗装工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者（業種「舗装」）を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話番号 044-200-2099	
入札日時等	平成23年12月15日 13時30分（川崎市役所本庁舎地下入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名 緑ヶ丘霊園給水管補修工事
	履 行 場 所 川崎市高津区下作延1241番地
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「造園」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 造園工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「造園」)を専任で配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課土木契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2099
入札日時等	平成23年12月15日 13時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第553号

殿町三丁目地区基盤整備事業(仮称)に係
る事後調査報告書(工事中)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年11月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

事後調査報告書について

1 事後調査実施者

神奈川県横浜市中区本町六丁目50番1号
独立行政法人都市再生機構神奈川地域支社
地域支社長 田平 茂之

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

殿町三丁目地区基盤整備事業(仮称)

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為)

3 事後調査報告書(工事中)の要旨

(1) 指定開発行為の概要

ア 指定開発行為者

イ 指定開発行為の名称及び種類

ウ 指定開発行為を実施する区域

エ 指定開発行為の目的及び内容

オ 指定開発行為の実施状況

カ 環境保全のための措置の実施状況

(2) 条例評価書等に掲げる事後調査計画の概要

ア 事後調査の項目

イ 事後調査の内容

ウ 調査実施者(業務委託者)

(3) 事後調査(騒音)

ア 調査項目

イ 調査位置

ウ 調査時期

エ 調査方法

オ 調査結果

カ 事後調査結果の検証及び以後講ずる環境保全のための措置

4 事後調査報告書(工事中)の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成23年11月28日(月)から平成23年12月27日(火)まで

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁（環境
局環境評価室）

(2) 時 間

午前 8 時30分から午後 5 時まで

川崎市公告第554号

次の市有財産について、一般競争入札による売払いを
実施します。

平成23年11月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 売買物件の概要

- (1) 売買物件 別表のとおり
(2) 予定価格（最低売却価格） 23,700,000円

2 一般競争入札参加資格

次の(1)～(9)に該当しないこと。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3
第1項の規定に該当する職員
(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167
条の4第1項の規定に該当する者
(3) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第
2条の規定に基づく資格停止期間中である者
(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による
指名停止期間中である者
(5) 下記4の一般競争入札参加申込みに必要な書類を
提出しない者
(6) 下記4の入札案内書に定める事項及び法令等を遵
守する能力を有しない者
(7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する
法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号
に掲げる処分を受けている団体及び当該団体の役職
員又は構成員
(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団、
指定暴力団等（それに類似する組織を含む。）及び
それらの役職員又は構成員並びに警察当局から排除
要請がある者
(9) (7)及び(8)に掲げるものから委託を受けた者並びに
(7)及び(8)に掲げるものの関係団体

3 契約の条件

(1) 禁止する用途

売買物件の所有権が川崎市から物件購入者（落札
者）へ移転した日から5年間は、売買物件（その上
の建物等を含む。）を「風俗営業等の規制及び業務
の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）
第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定め
る性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及び
「神奈川県暴力団排除条例」（平成22年神奈川県条

例第75号）第2条第6号に定める暴力団事務所の用
途としては利用できません。

なお、物件購入者（落札者）が、売買物件の「所
有権の移転等」をする場合においても、新たに権利
を取得する方（以下「新権利者」という。）に、こ
の「契約の条件」を承継しなければなりません。売
買物件の「所有権の移転等」をする際には、必ず売
買契約書等にこの「契約の条件」について明記し、
新権利者に対して、十分な説明をしなければなりま
せん。

（「所有権の移転等」とは、土地について売買、
贈与、交換、出資等による所有権の移転並びに地上
権、質権、使用貸借による権利、賃借権その他の使
用及び収益を目的とする権利の設定をいいます。な
お、抵当権の設定は含みません。）

(2) 実地調査

上記(1)の履行を確認するため、川崎市が売買物件
の利用状況等の実地調査を実施するとき、又は関係
資料等の提出を求めたときは、物件購入者は必ず川
崎市に協力しなければなりません。

(3) 違約金

上記(1)の条件に違反した場合には、売買代金の
100分の30に相当する額を違約金として川崎市に支
払っていただきます。

(4) 停止条件

売買物件には借地権が含まれており、当該借地権
を落札者に譲渡するには借地借家法の規定による
「地主の承諾」が必要となりますので、川崎市は落
札者と市有財産売買契約（借地権付）締結後、直ち
に地主に対して借地権譲渡承諾の申し出をします。
地主との調整が整わなかった場合は、借地借家法に
基づき、地主の借地権譲渡承諾に代わる許可を裁判
所に申し立てますので、「地主の承諾」、又は「裁判
所の借地権譲渡代諾許可の決定」を停止条件とした
契約となります。

なお、「裁判所の借地権譲渡代諾許可」が得られ
なかったとき、又は「その申立てが却下」されたと
きは、本件契約は自動的に解除されたものとし、川
崎市が契約の相手方（落札者）に納付済みの契約保
証金を返還することによって、一切の債権債務の関
係を消滅させ、また、損害賠償等の一切の責任を負
わないものとします。

4 「平成23年度 第2回一般競争入札による市有財産
（旧箱根市民保養所）売払い」の一般競争入札参加申
込書等の配布

入札に参加を希望する者には、次により「市有財産
売払いの一般競争入札参加申込書」（以下「一般競争
入札参加申込書」という。）及び「平成23年度 第2

回一般競争入札による市有財産（旧箱根市民保養所）
売払いの案内書」（以下「入札案内書」という。）を配
布します。

- (1) 配布場所 川崎市財政局資産管理部資産運用課
（川崎市役所本庁舎北館 2 階）
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町 1 番地
電話 044-200-2087（直通）
- (2) 配布期間 平成23年11月28日（月）から平成23年
12月16日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）
午前 8 時30分～午後 5 時（正午～午後
1 時を除く。）

5 一般競争入札参加申込書の提出

入札に参加を希望する者は、次により上記 4 の一般
競争入札参加申込書を提出しなければなりません。

- (1) 提出場所 上記 4 (1)に同じ
- (2) 提出期間 平成23年12月12日（月）から平成23年
12月16日（金）まで。
午前 9 時～午後 4 時（正午～午後 1 時
を除く。）

- (3) 提出方法 持参

6 一般競争入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、上
記 2 の各号のいずれかに該当したときは、当該一般競
争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等

- (1) 入札方法

- ア 入札書の提出日時 平成23年12月22日（木）
午前10時
- イ 入札書の提出場所 川崎市役所入札室（川崎市
役所本庁舎地下 1 階）
川崎市川崎区宮本町 1 番地

- (2) 入札保証金 500,000円
- (3) 開札の日時 上記(1)アに同じ
- (4) 開札の場所 上記(1)イに同じ

8 落札者の決定等

- (1) 落札者の決定方法 川崎市契約規則第14条の規
定に基づいて決定した予定価
格書の価格（最低売却価格）
以上の価格をもって有効な入
札を行った者のうち最高の価
格をもって入札を行った者を
落札者としします。

- (2) 入札の無効 入札案内書及び川崎市競争
入札参加者心得で無効と定め
る入札は、これを無効としま
す。

9 契約の手続等

- (1) 契約条項 上記 4 で配布する「入札案
内書」に記載してあります。
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約保証金 契約金額（以下「売買代金」
という。）の10分の 1 以上（円
未満切上げ）とします。
- (4) 売買契約の締結期限 平成24年 1 月12日（木）（1
月10日から 1 月12日までの間
とする）
- (5) 契約の締結 落札者が平成24年 1 月12日
（木）までに契約を締結しな
い場合は、落札は無効とな
り、上記 7 (2)の入札保証金
は、川崎市に帰属します。
- (6) 売買代金の支払方法等

川崎市は、落札者と本件契約の締結後、借地に係
る地主に対して直ちに借地権譲渡に係る承諾の申し
出を行います。地主との調整が整わない場合は、
川崎市は借地借家法の規定に基づき、地主の借地権
譲渡に係る承諾に代わる許可を裁判所に申し立て
を行いますので、売買代金の支払いについては、
「地主の承諾」が得られた後、又は「裁判所の借地
権譲渡に係る代諾許可の決定」が確定した後となり
ます。本件契約の締結の際に納付された契約保証金
は、売買代金の一部に充当しますので、その差額
（売買代金から契約保証金を控除した額をいう。以
下「売買代金の残金」という。）を支払っていただ
きます。

川崎市は、「地主の承諾」が得られたとき、又は
「裁判所の借地権譲渡に係る代諾許可の決定」が確
定したときは、直ちにその旨及び売買代金の残金の
支払いについて落札者に通知し、併せて売買代金の
残金に係る納入通知書を送付しますので、落札者
は、その通知日から起算して21日以内（以下「納期
限」という。）に売買代金の残金を当該納入通知書
により納入しなければなりません。ただし、納期限
が取扱金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日
までとします。

なお、裁判所の借地権譲渡に係る代諾許可が得ら
れなかったとき、又はその申立てが却下されたとき
は、本件契約は自動的に解除されたものとし、川崎
市が契約の相手方（落札者）に納付済みの契約保証
金を返還することによって、一切の債権債務の関係
を消滅させ、また、損害賠償等の一切の責任を負わ
ないものとします。

10 その他

- (1) 事情により予告なく入札の中止や内容を変更する

場合があります。
(2) 詳細は「入札案内書」によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、上記4(1)に同じです。

(別表)

【売買物件明細】

所有権	所在（地番）	地目	公簿地積(㎡)	用途地域	建ぺい率／容積率(%)
土地	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 248 番 1	保安林	2,627	—	30／50
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 248 番 2	保安林	1,444		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 248 番 3	山林	68		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 248 番 4	保安林	3.30		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 249 番	保安林	1,487		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 250 番 4	保安林	3,305		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 254 番 1	保安林	1,605		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 254 番 5	宅地	626.64		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 254 番 6	保安林	452		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 254 番 7	保安林	548		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 254 番 8	宅地	103.02		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 254 番 9	宅地	29.64		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 254 番 10	山林	29		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 268 番	保安林	1,781		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 269 番	保安林	1,725		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 270 番	山林	66		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 271 番	山林	79		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 272 番	保安林	2,799		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 273 番	保安林	1,682		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 274 番 1	保安林	5,595		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 274 番 2	保安林	3.30		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 275 番	保安林	2,737		
計			28,794.90		

所有権	所在（地番）	家屋番号 (符号)	延床面積(㎡)	種 類	構 造
主たる 建物	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 254 番地 5、254 番地 1、254 番地 8、252 番地 1	254 番 5	1,227.69	保養所	鉄筋コンクリート造ルーフインク [®] ぶき地下1階付3階建
(附属建物)	〃	1	33.27	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平 家建
主たる 建物	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 248 番地 3	248 番 3	25.52	機械室	鉄筋コンクリート造陸屋根平 家建
主たる 建物	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 274 番地 1	274 番 1	14.56	機械室	コンクリートブロック造亜鉛メッキ 鋼板ぶき平家建

借地権	所在（地番）	地目	公簿地積(㎡)	用途地域	建ぺい率／容積率(%)
土地	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 237 番 1	宅地	11.83	—	30／50
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 237 番 2	山林	13		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 237 番 3	宅地	16.82		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字中休場 237 番 4	山林	9.91		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 252 番 1	保安林	935		
	神奈川県足柄下郡箱根町大平台字北畑下 253 番 1	保安林	442		
計			1,428.56		

※ 借地契約面積は上記借地権に係る地積 1,428.56 ㎡のうち 714.16 ㎡です。

※ 前記明細のほか温泉権並びにそれらに付帯するすべての設備、温泉設備、備品及び消耗品一式を含みます。

※ 売買物件は現況有姿で引き渡すものとし、その性能等（稼働等）に係る保証は一切いたしません。

川崎市公告第555号

平成23年11月16日付け川崎市公告第537号を次のとおり訂正します。

平成23年11月28日

川崎市長 阿 部 孝 夫

(誤)

(案件3) 件名 平間小学校ほか3校トイレ改修工事

履行場所	川崎市中原区上平間1480番地ほか2か所
------	----------------------

(正)

(案件3) 件名 平間小学校ほか3校トイレ改修工事

履行場所	川崎市中原区上平間1480番地ほか3か所
------	----------------------

川崎市公告第556号

新百合ヶ丘総合病院建設事業に係る事後調査報告書(工事中)について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第34条第1項の規定に基づく事後調査報告書の提出がありましたので、同条例第35条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年11月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

事後調査報告書について

1 事後調査実施者

福島県須賀川市南上町123番の1

医療法人社団 三成会

理事長 渡邊 一夫

2 指定開発行為の名称及び種類**(1) 名称**

新百合ヶ丘総合病院建設事業

(2) 種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第2種行為)

3 事後調査報告書(工事中)の要旨**(1) 指定開発行為の概要**

ア 指定開発行為者

イ 指定開発行為の名称および種類

ウ 指定開発行為を実施する区域

エ 指定開発行為の目的及び内容

オ 指定開発行為の実施状況

キ 環境保全のための措置の実施状況

(2) 工事中に係る事後調査計画の概要

ア 事後調査の目的

イ 事後調査の内容

ウ 事後調査業務の受託者

(3) 事後調査結果(生物)

ア 調査実施日

イ 調査方法

ウ 調査結果

エ 調査結果の検討結果及び以降講ずる措置

4 事後調査報告書(工事中)の写しの縦覧期間、場所及び時間**(1) 期 間**

平成23年11月29日(火)から平成23年12月28日(水)まで

土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。

(2) 場 所

麻生区役所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

川崎市公告第557号

株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画に係る条例見解書について

川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第22条第1項の規定に基づく標記条例見解書の提出がありましたので、同条例第22条第2項の規定に基づき、その旨及び川崎市環境影響評価に関する条例施行規則(平成12年川崎市規則第106号)第19条に定める事項について次のとおり公告します。

平成23年11月29日

川崎市長 阿 部 孝 夫

条例見解書について

1 指定開発行為者

東京都港区芝五丁目26番24号

株式会社 東京機械製作所

代表取締役社長 芝 則之

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

住友不動産 株式会社

代表取締役社長 小野寺 研一

2 指定開発行為の名称及び種類**(1) 名 称**

株式会社東京機械製作所玉川製造所再開発計画

(2) 種 類

高層建築物の新設(第1種行為)

住宅団地の新設(第2種行為)

商業施設の新設(第1種行為)

大規模建築物の新設(第1種行為)

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区新丸子東三丁目1135番1他

4 条例見解書の要旨**第1章 指定開発行為の概要****1 指定開発行為者の名称及び所在地**

- 2 指定開発行為の名称及び種類
- 3 指定開発行為を実施する区域
- 4 指定開発行為の目的、事業立案の経緯及び内容
- 第2章 環境影響評価の経過
- 1 条例環境影響評価準備書の縦覧場所及び縦覧場所
- 2 説明会開催日時、場所、周知方法及び参加人数
- 3 意見書の提出数
- 第3章 市民意見の内容と指定開発行為者の見解
- 1 環境影響評価について
- 2 指定開発行為の概要について
- 第4章 関係地域の範囲
- 5 条例見解書の写しの縦覧の期間、場所及び期間
- (1) 期 間
- 平成23年11月29日（火）から平成23年12月28日（水）まで
- 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。
- (2) 場 所
- 川崎市：中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）
- 横浜市：港北区役所及び横浜市役所（環境創造局政策調整部環境影響評価課）
- (3) 時 間
- 川崎市：午前8時30分から午後5時まで
- 横浜市港北区役所：午前8時45分から午後5時まで
- 横浜市役所：午前8時45分から午後5時15分まで

で

川崎市公告第558号

道路の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき道路を次のとおり指定します。

なお、関係図書は、川崎市まちづくり局指導部建築指導課に備えて縦覧に供します。

平成23年11月29日

川崎市長 阿部 孝 夫

道路事業の名称	主要地方道 横浜上麻生線
指定区間の地名・地番	川崎市麻生区下麻生三丁目28番3＋道＋水の一部ほか 別図省略
幅員・延長	L＝33.80m×W＝18.00～20.00m
指定番号及び年月日	川崎市指令ま情指導 第1809号 平成23年11月29日

川崎市公告第559号

特定非営利活動法人の定款の変更認証申請について、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成23年11月29日

川崎市長 阿部 孝 夫

申請のあった年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年11月10日	特定非営利活動法人川崎市法政トマホークス倶楽部	青木 均	川崎市中原区木月大町6番地1号	この法人は、小中学生に対して、アメリカンフットボール及びそれに付する競技の普及に関する事業を行い、スポーツの振興、及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。 加えて、中高齢者に対して、健康の維持・増進に関する事業を行うことで、中高齢者の健康意識を高め、健全な生活に寄与することを目的とする。

川崎市公告第560号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿部 孝 夫

(案件1)

競争入札に 付する事項	件 名 新作住宅1号棟ほか3棟耐震改修その他工事
	履 行 場 所 川崎市高津区新作3丁目13番
	履 行 期 限 平成24年3月30日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」種目「一般建築」ランク「B」で登録されている者 (6) 主観評価項目の合計点が20点以上であること。 (7) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (8) 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。 (9) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (10) 監理技術者資格者証(業種「建築」)の交付を受けた技術者を専任で配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成24年1月16日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名 川崎競輪場仮設照明他改修電気設備工事
	履 行 場 所 川崎市川崎区富士見2丁目1番1号
	履 行 期 限 平成24年3月15日限り
参 加 資 格	(1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「電気」ランク「B」で登録されている者 (6) 「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」第2条第1項第1号による中小企業者であること。 (7) 電気工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。 (9) 主任技術者(業種「電気」)を配置できること。
契約条項を 示す場所等	川崎市財政局資産管理部契約課建築契約係(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話番号 044-200-2100
入札日時等	平成24年1月11日 14時30分(川崎市役所本庁舎地下入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	契約課ホームページ「入札情報 かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市公告第561号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告します。

平成23年11月30日

川崎市長 阿部孝夫

1 各筆明細

利用権を設定する土地			利用権を設定する者		設定する利用権						利用権の設定を受ける者		利用権設定等促進事業の実施により成立する利用権の設定等に係る当事者間の法律関係
所在	現況地目	面積(㎡)	氏名又は名称	住所	利用権の種類	利用権の内容	始期	終期	借賃(年額)	借賃の支払方法	氏名又は名称	住所	
川崎市麻生区岡上字 天神谷戸949-1	畑	1,106	梶建一	川崎市麻生区 岡上691	賃借権	普通畑	平成23年 12月1日	平成26年 8月31日	円 22,000	毎年8月末日 までに貸手宅 へ持参する。	梶康夫	川崎市麻生区 岡上290	賃貸借
川崎市麻生区岡上字 天神谷戸1000の一部	畑	2,415 の内	星野道人 星野早苗	川崎市麻生区 岡上267	賃借権	普通畑	平成23年 12月1日	平成26年 8月31日	円 35,000	毎年8月末日 までに貸手宅 へ持参する。	梶康夫	川崎市麻生区 岡上290	賃貸借
梨子ノ木1219-3の一部 梨子ノ木1221の一部	畑 畑	1,486 1,221 2,487 の内 264											

2 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により農地法（昭和27年法律第229号）第22条に規定する割合を超えることとなったときは、乙は甲に対しその割合に相当する額になるまで借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、農業委員会及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、農業委員会及び市が協議して定める。

公 告（ 調 達 ）

川崎市公告（調達）第197号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年12月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 調達の名称

福祉総合情報システム「平成24年度介護保険制度改

正に伴う改修業務」委託契約

- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年10月31日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社川崎支店
支店長 西川 信彦
川崎市川崎区東田町8番地（パレール三井ビル）
- 5 契約金額
33,760,020円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第198号

落札者等の公示

川崎市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第11条の規定に基づき、次のとおり落札者等について公示します。

平成23年12月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 調達の名称
福祉総合情報システム「子ども手当システム法改正対応（特別措置法の対応）に伴う改修業務」
委託契約
- 2 契約に関する事務担当部局
健康福祉局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1番地
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年11月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社川崎支店
支店長 西川 信彦
川崎市川崎区東田町8番地（パレール三井ビル）
- 5 契約金額
35,358,277円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第2号の規定による。

川崎市公告（調達）第199号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとお

り公告します。

平成23年12月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 購入（製造）物品及び数量
ア フッ化たん白泡消火薬剤 37,500リットル
イ 水成膜消火薬剤 12,500リットル
 - (2) 購入（製造）物品の特質等
仕様書によります。
 - (3) 納入場所
消防局の指示する場所
 - (4) 納入期限
平成24年3月28日
 - (5) 本案件は、電子入札案件です。入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用登録ができない場合は、紙入札方式に替えることができます。
- 2 一般競争入札参加資格に関する事項
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。
 - (1) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
 - (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
 - (3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿の業種「消防・防災用品」に登録されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者も含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年12月22日までに行ってください。
 - (4) この購入（製造）物品について過去10年以内に類似の契約実績があること。
なお、契約実績については、1契約につき1,000,000円以上とします。
 - (5) この購入物品及び数量について、仕様書の内容を遵守し確実に納入することができること。
- 3 仕様書等の閲覧
次により仕様書等を閲覧することができます。
 - (1) 窓口での閲覧の場合
ア 閲覧場所 川崎市役所財政局資産管理部契約課
担当 山崎
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話044-200-2091
イ 閲覧期間 平成23年12月12日～平成23年12月22

- 日
(土曜日、日曜日を除く。)
午前8時30分～正午、午後1時～午後5時
- (2) インターネットでの閲覧の場合
- ア 閲覧場所 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(アドレス <http://keiyaku.city.kawasaki.jp>) の「入札情報」の物品の欄の「入札公表」
- イ 閲覧期間 平成23年12月12日～平成23年12月22日
午前8時～午後8時
- 4 一般競争入札参加申込書等の配布・提出場所及び問い合わせ先
下記(3)の書類は、電子入札システムにより提出してください。
提出期間 平成23年12月12日～平成23年12月22日
午前8時～午後8時
ただし、電子入札システムによりがたい者は、上記3(1)の場所に、上記3(1)の期間に申込書等を提出してください。
なお、申込書等の郵送による提出は認めません。
- (1) 配布・提出場所及び問い合わせ先
上記3(1)アに同じ。
なお、上記3(2)のとおり、インターネットからも一般競争入札参加申込書等をダウンロードすることができます。
- (2) 配布・提出期間
上記3(1)イに同じ。
- (3) 提出書類
- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 納入予定物品仕様書
- ウ 納入実績調書(契約内容を確認できる契約書等の写し含む)
- また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この購入(製造)物品を納入することができると認められた者に限り、入札に参加することができます。
- 5 入札説明書の交付
上記4により一般競争入札参加申込書を提出した者に無償で入札説明書を交付します。また、入札説明書は3のとおり縦覧に供します。
- 6 仕様に関する問い合わせ先
問い合わせは文書により行い、文書により回答するものとします。
消防局総務部施設装備課 担当 関澤
〒 210-8565

- 住所 川崎市川崎区南町20-7
電話 044-223-2555
FAX 044-223-2520
- 7 一般競争入札参加資格確認通知書の交付
一般競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに平成24年1月19日までに一般競争入札参加資格確認通知書等を送付します。
また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成24年1月19日の午前9時～正午に上記3(1)の場所において一般競争入札参加資格確認通知書等を交付します。
- 8 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
- (1) この公告に定める資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札の手続等
- (1) 入札方法
総価で行います。入札の際、総価に対する単価内訳の用意をお願いします。
なお、購入物品の価格のほか、輸送費等納入場所渡しに要する一切の諸経費等を含めて入札金額を見積もるものとし、所定の入札書に記載してください。
- ア 電子入札システムによる入札の場合
入札書の提出期限 平成24年1月24日
午前10時00分
- イ 持参による入札の場合
(ア) 入札書の提出日時 平成24年1月24日
午前11時00分
(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所本庁舎地下入札室
川崎市川崎区宮本町1番地
- ウ 郵送(書留郵便に限る。)による入札の場合
(ア) 入札書の提出期限 平成24年1月23日 必着
(イ) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ
- (2) 入札・開札の日時及び場所
ア 日時 平成24年1月24日
午前11時00分
イ 場所 川崎市役所本庁舎地下入札室
- (3) 入札保証金
川崎市契約規則第9条各号に該当する場合は、免除します。
ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札

等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第9条第1項第2号の「その者が契約を締結しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、入札金額の2パーセント以上を入札書提出前に納付しなければなりません。なお、郵便をもって入札する場合は、入札書と同時に納付することができます。

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

(1) 契約保証金

川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

ただし、過去3年間に執行した本市の同種の入札等において、落札したにも係わらず契約を締結しなかった者、または、本市と契約を締結したにも係わらず契約を履行しなかった者は、川崎市契約規則第33条第1項第5号の「契約者が契約を履行しないこととなるおそれがない」と認められません。

上記の免除規定に該当しない場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、上記3(1)の場所において閲覧できます。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

① Protein of making to bubble extinction medicine 37,500Liter

② Neptunian film extinction medicine 12,500Liter

(2) Time-limit for tender :

11:00 AM, 24 January 2012

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

Asset Maintenance Department

Finance Bureau

1, Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-8577, Japan

TEL : 044-200-2091

川崎市公告（調達）第200号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年12月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 川崎競輪場の電気需給に関する契約
(2) 履行場所 川崎市川崎区富士見2-1-6
(3) 履行期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
(4) 調達概要 上記期間内における単価納入契約の締結
調達見込数量 2,115,716キロワット時

2 競争参加資格

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

- (1) 1(2)の場所を含む区域における電気の供給について、電気事業法（昭和39年7月11日法律第170号）第3条第1項の規定に基づき一般電気事業者として許可を得ている者、又は同法第16条の2第1項の規定に基づき特定規模電気事業者として届出を行っている者であること。
(2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。
(3) 入札期日において平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿に業種「その他物品販売」の種目「電気供給」に登録されていること。

なお、有資格業者名簿に登録のない者（入札参加業種に登録のない者を含む。）は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により資格審査申請を平成23年12月26日までに行ってください。

(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(5) 調達される電気の品質及び数量について、仕様書の内容を順守し、確実に納入することができるとともに、アフターサービスを本市の求めに応じて、速やかに提供できること。

(6) 川崎市環境配慮電力入札実施要綱（平成20年10月1日制定）第4条第2項に基づき、Aランク又はBランクに格付けされているものであること。

3 競争参加申込書の配布及び提出

この入札に参加を希望する者は、次により競争参加の申込みをしなければなりません。ただし、競争参加申込書の郵送による提出は、認めません。

(1) 配布・提出場所

〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6
経済労働局公営事業部総務課 担当 近藤
電話 044-233-5501

(2) 配布・提出期間

平成23年12月12日（月）から平成23年12月26日（月）まで
午前9時～午前12時、午後1時～午後4時（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(3) 提出方法 持参

4 入札説明書の交付

3により競争参加申込書を提出した者に入札説明書を交付します。また、入札説明書は3(1)の場所において平成23年12月12日（月）から平成23年12月26日（月）まで縦覧に供します。

(1) 場所 3(1)に同じ。

(2) 方法 無料交付で直接行います。

5 確認通知書等の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書を交付します。

(1) 場所 3(1)に同じ。

(2) 配布期間

平成24年1月10日（火）
午前9時～午前12時、午後1時～午後4時

6 入札参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、入札に参加できません。

7 入札手続等

(1) 入札書の提出日時及び場所

ア 日 時 平成24年1月31日（火） 午前10時
イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6
経済労働局公営事業部総務課

(2) 郵送による場合の入札書の受領期限及びあて先

ア 期 限 平成24年1月27日（金）必着
イ 場 所 川崎市川崎区富士見2-1-6

経済労働局公営事業部総務課

(3) 入札保証金 免除

ただし、競争参加資格を有する者が入札する場合において、契約を締結することが確実であると認められるとき。

(4) 開札の日時 上記7(1)アに同じ

(5) 開札の場所 上記7(1)イに同じ

(6) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(7) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

(2) 前払金 否

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)で閲覧できます。

(5) 議決の要否 否

9 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(4) 当該落札決定の効果は、平成24年第1回川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決を要します。

10 Summary

(1) Nature and quantity of product to be purchased :

Electricity 2,115,716 kwh to use at
Kawasaki Cycling Stadium

(2) Time-limit for tender :

10:00 A.M. 31, January, 2012
27, January, 2012 (by mail)

(3) Contact point for the notice :

KAWASAKI CITY OFFICE
General Administration Section
Municipal Bicycle Racing Track Department
Economic and Labor Affairs Bureau
2-1-6, Fujimi, Kawasaki-Ku
Kawasaki, Kanagawa 210-0011, Japan

TEL: 044-233-5501

FAX 044-200-3752

川崎市公告（調達）第201号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年12月12日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項**(1) 件名**

ネットワークセキュリティ診断委託契約

(2) 履行場所川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎
8階ほか**(3) 履行期間**

平成24年1月13日から平成24年3月31日まで

(4) 調達概要

ネットワークセキュリティ診断委託

「入札仕様書」によります。

2 競争参加資格

この入札に参加を希望するものは、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に該当しないこと。

(2) 平成23・24年度業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」に登録されていること。

(3) 川崎市競争入札参加資格指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

(4) この調達物件について確実に納入することができること。

(5) 経済産業省が作成した「平成23年度情報セキュリティ監査企業台帳」に記載があり、台帳内の「セキュリティ関連業務」において「リスク評価／脆弱性評価サービス」に該当する業者であること。

(6) ネットワークセキュリティ診断について、本市若しくはその他の政令指定都市又は都道府県に対し、類似の契約実績があること。

3 一般競争入札参加資格確認申請書の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書を提出しなければなりません。

ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の郵送による提出は認めません。

(1) 配布・提出場所及び問い合わせ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

総務局情報管理部システム管理課

村井・木村 担当

電話 044-200-2111（代表）

044-200-2057（直通）

(2) 配布・提出期間

平成23年12月12日（月）から平成23年12月19日（月）までとします（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、次により一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 日時

平成23年12月22日（木）

(2) 場所

3(1)に同じ

(3) 入札説明書の交付

一般競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、無償で入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において平成23年12月12日（月）から平成23年12月19日（月）まで縦覧に供します（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。

5 仕様に関する問い合わせ先**(1) 3(1)に同じ**

(2) 質問受付期間は、平成23年12月22日（木）から平成23年12月28日（水）までとします（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで）。また、質問については、入札説明書に添付の「質問書」にてお願いします。（FAX又は持参にてお願いします。）

なお、回答については平成24年1月6日（金）、全社に文書（FAX又は電子メール）にて送付します。

6 競争参加資格の喪失

競争参加資格があると認められたものが、開札前に上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争入札参加資格を喪失します。

7 入札の手続等**(1) 入札方法**

入札は、総額（税抜き）で行います。また、この金額には契約期間内のサービス提供及びサービスの導入に際して必要となる各種工事・設定・代行手続等に係る一切の費用を含め見積るものとします。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額にこの金額の5%（消費税及び地方消費税）に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は見積った契約金額の105分の100に

相当する金額を入札書に記載してください。

(2) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年1月10日(火) 午前10時

イ 場所 川崎市役所 第3庁舎 9階 開発室1

(3) 入札書の提出方法

持参

(4) 入札保証金

免除とします。

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した
予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札
を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価
格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

入札に参加する資格のない者が行った入札及び
「川崎市競争入札参加者心得」第7条に該当する入
札は無効とします。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免
除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納
入しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等
は、3(1)の場所において閲覧できます。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本
語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 関連情報を入手するための窓口 3(1)に同じ

次のように改正する。

第12条及び第12条の2中「次条」を「第13条」に改める。

第12条の4中「この項」を「この条」に改め、「第12
条第1項」の次に「各号」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

上 下 水 道 局 規 程

川崎市上下水道局規程第36号

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法
等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定め
る。

平成23年11月30日

川崎市上下水道事業管理者 平 岡 陽 一

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及
び支給方法等に関する規程の一部を改正す
る規程

川崎市上下水道局企業職員の給料等の額及び支給方法
等に関する規程(昭和32年水道部規程第5号)の一部を